

**プラットフォームサービスに関する研究会
誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関する
ワーキンググループ**

今後の検討の方向性（案）

**令和 5 年 6 月
事務局**

目次

I. 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの開催	3
II. 本WGの検討の背景	5
III. プラットフォーム事業者による誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等に関する具体的な検討の方向性	7
1. プラットフォーム事業者の誹謗中傷等の情報の流通の低減に係る責務	7
2. プラットフォーム事業者に対する規律	9
(1) 対象とする事業者	9
(2) 事業者による違法情報の削除等に関する枠組み	9
ア 削除等に関する基準	9
イ 運用状況の公表	12
ウ 運用結果に対する評価	12
3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割（監視、削除請求権、削除要請等）	14
(1) 個別の違法・有害情報に関する罰則付の削除義務	14
(2) 個別の違法・有害情報に関する行政庁からの削除要請	14
(3) 違法情報の流通の監視	15
ア 違法情報の流通の網羅的な監視	15
イ 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視	15
ウ 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの停止・凍結等	16
(4) 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化	16
(5) 権利侵害性の有無の判断の支援	16
ア 権利侵害性の有無の判断を伴わない削除（いわゆるノーティスアンドテイクダウン）	16

イ プラットフォーム事業者を支援する第三者機関	17
ウ 裁判外紛争解決手続（ADR）	18
4. その他.....	19
（１）相談対応の充実.....	19
（２）DM による被害への対応	19
（３）特に青少年にまつわる違法・有害情報の問題	19
（４）その他炎上事案への対応	20

I. 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの開催

プラットフォームサービスに関する研究会（以下「本研究会」という。）では、2020 年 9 月に総務省が公表した、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、プラットフォーム事業者による誹謗中傷を含めた違法・有害情報対策の取組に関する透明性やアカウントビリティの確保方策の取組状況について、自主的な取組の報告を求めること等によりモニタリングを実施してきた。

2022 年 8 月に本研究会が公表した「第 2 次とりまとめ」では、プラットフォーム事業者からの取組状況に関する質問への回答状況について、一部で前年（2021 年）より進展がみられるものの、プラットフォーム事業者による削除等が過不足なく行われているかを判断するという観点からは、透明性・アカウントビリティの確保について不十分な点があったことから、透明性・アカウントビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要であると取りまとめられた。

これを踏まえ、本研究会は、2022 年 12 月に、①プラットフォーム事業者による削除等の透明性・アカウントビリティ確保のあり方、②違法・有害情報の流通を実効的に抑止する観点からのプラットフォーム事業者が果たすべき役割のあり方をはじめとした誹謗中傷等の違法・有害情報への対策を主な論点とした上で、専門的な観点から集中的に議論するため、「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」（以下「本WG」という。）を新たに設置した。

本WGでは、本研究会における有識者からの発表や関係者からのヒアリング、アンケート調査の結果等に加え、プラットフォーム事業者、誹謗中傷等の被害者等、ユーザの声を幅広く集めながら検討するため、本 WG にお

ける検討アジェンダに関する意見募集を実施した上で、検討アジェンダを決定し、1．違法・有害情報の流通状況、2．プラットフォーム事業者の責務、3．プラットフォーム事業者による削除等の透明性・アカウントビリティ確保のあり方、4．違法・有害情報の流通を実効的に抑止する観点からのプラットフォーム事業者が果たすべき役割、5．その他について、有識者、誹謗中傷等の被害者、プラットフォーム事業者及び業界団体などの幅広い関係者からヒアリングを実施しつつ、検討を行った。

本「今後の検討の方向性」は、本 WG において検討された内容について、今後、引き続き議論を要するとされた項目も含む検討状況について、整理を図るものである。

Ⅱ．本WGの検討の背景

誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報の流通は引き続き社会問題であり、その対策は急務である。総務省の違法・有害情報相談センターに寄せられる相談件数は、令和4年度も5,745件¹となっており、依然として高止まりしていることから、違法・有害情報の流通は引き続き深刻な状況であると考えられる。

これまで、その対策として、総務省では、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、プロバイダ責任制限法の改正による発信者情報開示請求に係る裁判手続の迅速化（令和4年10月施行）や、ICTリテラシー教育の充実、相談対応の充実等に取り組んできた。また、法務省においては、刑法改正による侮辱罪の法定刑の引き上げ（令和4年7月施行）等の取組を行ってきた。その後、発信者情報開示の裁判の受付件数²や侮辱罪の検挙件数が増加しており、これらの取組は、加害者に対する損害賠償請求や罰則の適用等を通じて、誹謗中傷等の被害の救済や抑制に貢献していると考えられる。

しかし、被害者からは、投稿の削除に関する相談が多く、相談件数全体の約3分の2を占めている状況であり³、被害者による投稿の削除を迅速に行いたいという希望への対応の検討が必要である。

投稿の削除のためには、①プラットフォーム事業者等を相手方とする裁判手続（典型的には仮処分）による削除と、②プラットフォーム事業者が定める利用規約等に基づく裁判外での削除の2つの手段が存在する。しかし

¹ 参考資料4 違法・有害情報相談センターにおける相談件数の推移

² 発信者情報開示に関する本案訴訟によらない裁判の受付件数（東京地裁）は、2019年1月から12月までは630件（仮処分申立て）であったが、2022年10月から12月までは554件（新たな裁判手続）であった。また、侮辱罪の検挙件数は、2021年に38件であったのに対して、2022年は52件であり、増加している。

³ 参考資料4 誹謗中傷等の被害経験、目撃経験に関するアンケート調査

ながら、①裁判手続による削除は、被害者にとって金銭的、時間的に利用のハードルが高く、利用数が少ない状況となっている。一方、②事業者の利用規約等に基づく裁判外での削除は、金銭的、時間的なコストも低く、一般的に利用されている。

このため、誹謗中傷等の情報の流通による被害の発生への低減や早期回復を可能とするためには、事業者による判断が可能な情報であれば、裁判上の法的な手続と比較して簡易・迅速な対応が期待できるという観点からも、プラットフォーム事業者の利用規約に基づく自主的な削除が迅速かつ適切に行われるようにすることが必要である。

一方で、プラットフォーム事業者の利用規約に基づく削除については、利用規約の内容が日本の法令や被害実態を十分には考慮していない、削除の申請窓口が分かりにくいといった課題があり、必ずしも十分には機能していない場合があると考えられる。

本 WG においては、このようなプラットフォーム事業者の利用規約に基づく迅速かつ適切な自主的な削除を実現するため、事業者の責務、削除等⁴の基準の策定・公表等の違法情報の流通低減のための枠組み、自主的な削除を促す観点から送信防止措置請求権の明文化等について検討した。

⁴ 「削除等」は、例えば、問題となる投稿の削除・表示順位の低下、そのような投稿を行ったアカウントの凍結・停止、投稿に注意喚起を促すラベルの付与、当該サービスにおける検索結果からの排除・表示順位の低下、特定の地域での表示制限といった、違法・有害情報の流通を抑止するために講じる措置を指す。これには、投稿を行った利用者自身に通知されない形で実施される投稿の非表示又は表示順位低下等の措置を含む。

Ⅲ. プラットフォーム事業者による誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等に関する具体的な検討の方向性

1. プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務

不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス（以下、本「今後の検討の方向性」においては、このようなサービスを指して「プラットフォーム」といい、このようなサービスを提供する者を「プラットフォーム事業者」という。）については、情報交換や意見交換の交流の場として有効であるものの、誰もが容易に発信し、拡散できるため、違法・有害情報の流通が起きやすく、それによる被害及び悪影響は即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすい。また、誹謗中傷等を含む情報の削除等に関する責務が法的に明確に位置づけられていないため、プラットフォーム事業者の中には削除対応等の取組が不十分である者もあるとの指摘もある。

このようなプラットフォームを提供する事業者については、誹謗中傷等を含む情報が現に流通している場を構築し広く一般にサービスを提供していること、投稿の削除等を大量・迅速に実施できる立場にあること、利用者からの投稿を広く募り、それを閲覧しようとする利用者に広告を閲覧させることなどによって収入を得ていることなどから、個別の情報の流通及びその違法性を知ったときやその違法性を知るに足る相当の理由があるときは、表現の自由を過度に制限することがないように十分に配慮した上で、プラットフォーム事業者は迅速かつ適切に削除を行うなどの責務を課すべきと考えられる。

この責務の対象とする事業者の範囲については、全てのプラットフォーム事業者とすること、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさ（拡散の速度や到達する範囲、被害回復の困難さ等）、事業者の経済的活動（特に新興サービスや中小サービスに生じる経済的負担の問題）や表現の自由に与える影響、削除等の社会への影響等を踏まえ、一部の者に限

定することなど、さらに検討することが適当である。

なお、その際、内外無差別の観点から、海外事業者に対して国内事業者と等しく責務が課されるようにすることが適当である。

また、この責務の対象となる情報の範囲については、誹謗中傷等の権利侵害情報とするか、個別の行政法規（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、職業安定法等）に抵触する違法情報も対象に含めるかなど、さらに検討することが適当である。

2. プラットフォーム事業者に対する規律

プラットフォーム事業者による利用規約等に基づく削除等については、例えば、削除等の基準について、利用規約違反の情報は削除できる旨の曖昧な書き方となっており不透明、削除等の基準や体制が日本の法令や被害実態に即していない、利用者にとって削除の申請の窓口や申請フォームが分かりにくく、申請が適切に対応されるか不透明といった課題が指摘されている。

このような課題に対応し、1. で述べた責務の達成及びその実効性や透明性を確保するための具体的な措置について、検討することが適当である。

(1) 対象とする事業者

本項で検討する具体的な措置を求める事業者については、例えば、利用者数、サービスの目的・性質を考慮した上で、1. で述べた責務を負う事業者の検討を踏まえて、さらに検討することが必要である。

また、内外無差別の原則を徹底する観点から、海外事業者に対しても国内事業者と等しく規律が適用されるようにすることが適当である。

(2) 事業者による違法情報の削除等に関する枠組み

ア 削除等に関する基準

① 削除指針

プラットフォーム事業者は、自ら利用規約及びポリシーを定めて削除等を実施している。

しかしながら、プラットフォーム事業者の利用規約等に基づく削除等

に関する本研究会におけるヒアリング結果⁵や被害者等からの指摘によれば、削除等の基準が必ずしも明らかではない事業者も存在すると考えられる。特に、海外事業者については、ポリシーがグローバルに適用される前提で作成されていることもあり、削除等の基準等が日本の法令や被害実態に則していない、日本における削除等の基準等が不透明であるとの指摘がある。

このため、利用者にとっての透明性、実効性の観点から、削除等の基準について、海外事業者、国内事業者を問わず、1. の責務を踏まえた「削除指針」を策定し、公表させることとするべきである。その際、海外事業者については、例えば、グローバルなポリシーとは別に、日本の法令や被害実態に則した「削除指針」を策定、公表させることを含めて、「削除指針」の形式や内容については、引き続き検討することが必要である。

「削除指針」の策定、公表に当たっては、日本語で、利用者にとって、明確かつ分かりやすい表現が用いられるようにするとともに、日本語の投稿に適切に対応できるものとすることが適当である。

② 申請の手続等

○ 措置申請窓口の明示

プラットフォーム事業者は、現在、被害者等が削除等の申請等を行うための窓口やフォームを設置し、申請等を受け付けている。

しかしながら、これらの窓口については、被害者等から、所在がわかりにくいとの指摘や、日本語での申請が困難、十分な理由の説明ができないなどの指摘がある。

このため、プラットフォーム事業者に、削除申請の窓口や手続の

⁵ 参考資料6 プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果

整備を求めるべきである。その際、被害者等が削除等の申請等を行うにあたって、日本語で受け付けられるようにすること（申請等の理由を十分に説明できるようにすることを含む。）や、申請等の窓口の所在を明確かつ分かりやすく示すこと等を義務づけることについて検討することが必要である。

○ 申請に対する対応状況の透明化

プラットフォーム事業者は、削除等の実施に係る申請等を受けた場合に、必ずしも、申請等を受け付けたか、その申請等に応じたかといったことを当該申請等を行った者（以下「申請者」という。）に対して通知していない。

このため、申請者は、プラットフォーム事業者における認識の有無が分からず、また、申請等に対する対応状況や削除等が実施されなかった場合に、申請方法が悪かったのか、証拠が不十分だったのか等を申請者において把握することが困難であり、異議申立等が困難との指摘がある。

このようなことから、プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知に対して返答を行うことやその全ての判断について理由を説明させること等が考えられるが、申請件数が膨大となり得ることも前提にさらに検討することが適当である。その際には、例えば、一定の要件を満たす申請があった場合に限って、申請者に対してかかる事項を通知する等の方策が実現可能かについても検討することが適当である。

○ 標準処理期間

現在、プラットフォーム事業者の中で申請に対する標準処理期間を定めているものは確認されていないが、標準処理期間を定めることによって、迅速に審査し、対応を判断することが期待される。

しかしながら、プラットフォーム事業者が措置を実施に要する期間をあらかじめ示すことについては、事業者が自ら定めた期間を遵守することだけにとられ、的確な判断をしなくなること等といった問題が生じるとの指摘がある。

このため、標準処理期間を定めさせることについて、メリットやデメリットを十分に踏まえて慎重に検討することが適当である。

イ 運用状況の公表

プラットフォーム事業者においては、削除等の取組について、各社が独自に透明性レポートを公表しているほか、本研究会における発表を行っている。

しかしながら、プラットフォーム事業者の削除等の取組状況については、昨年本研究会において実施したヒアリング結果や被害者等からの指摘によれば、その運用状況は必ずしも明らかではないと考えられる。

このため、諸外国の取組も踏まえつつ、事業者の取組や削除指針に基づく削除等の状況を含む運用状況の公表について検討することが適当である。

ウ 運用結果に対する評価

プラットフォーム事業者各社は、削除等の取組状況とその評価と改善について、独自に透明性レポートを公表しているほか、本研究会においても発表を行っている。

しかしながら、プラットフォーム事業者の利用規約等に基づく削除等に関する本研究会におけるヒアリング結果からは、必ずしも全ての事項が明らかにされてはおらず、その評価と改善については、そもそもその運用状況に関する公表事項が限定的であるため、外部の評価が困難であるとの課題がある。

このため、運用結果に対する自己評価について、柔軟性と裁量を一定程度保ったうえで、義務づけの可否や、義務づける場合の自己評価の客観性や実効性を高める方法等について、検討することが適当である。

検討に当たっては、外部からの検証可能性を確保することが必要であるものの、評価の結果に関する情報を前述の運用状況と併せて公表することで利用者や被害者の利益を害さないようにすることが適当である。

(3) 取組状況の共有

本研究会では、これまで、個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本の利用者に関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきた。

こうした違法・有害情報の全体の流通状況やプラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況については、継続的かつ専門的に把握することが重要であり、そのための場の在り方を含め、具体的な方策について検討することが適当である。

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割（監視、削除請求権、削除要請等）

（１）個別の違法・有害情報に関する罰則付の削除義務

違法・有害情報の流通の低減のために、プラットフォーム事業者に対して、大量に流通する全ての情報について、包括的・一般的に監視をさせ、個別の違法・有害情報について削除等の措置を講じなかったことを理由に、罰則等を適用することを前提とする削除義務を設けることも考えられる。

しかしながら、このような個別の情報に関する罰則付の削除義務を課すことは、この義務を背景として、罰則を適用されることを回避しようとするプラットフォーム事業者によって、実際には違法情報ではない疑わしい情報が全て削除されるなど、投稿の過度な削除等が行われるおそれがあることや、行政がプラットフォーム事業者に対して検閲に近い行為を強いることとなり、利用者の表現の自由に対する制約をもたらすおそれがあること等から、慎重であるべきと考えられる。

（２）個別の違法・有害情報に関する行政庁からの削除要請

現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の行政庁から、プラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、また、かかる要請を受けたプラットフォーム事業者は、自らが定めるポリシーの条項への該当性や違法性の判断に基づき投稿の削除等の対応を行っており、これには一定の実効性が認められると考えられる⁶。

しかしながら、この要請に応じて削除することをプラットフォーム事業者に

⁶ これらの要請に際しては、違法性について専門的かつ慎重な判断が行われた上で、要件を満たす投稿のみについて削除要請がされている。

義務付けることについては、行政からの要請があれば内容を確認せず自動的・機械的に削除されることにより、利用者の表現の自由を実質的に制約するおそれがあるため、慎重であるべきと考えられる。

なお、プラットフォーム事業者が、法的な位置付けを伴わない自主的な取組として、通報に実績のある機関からの違法・有害情報の削除要請や通報を優先的に審査する手続等を設け、行政機関からの要請をこの手続の中で取り扱うことは考えられる。その場合でも、違法・有害情報に関する行政庁からの削除要請に関しては、その要請に強制力は伴わないとしても、事後的に要請の適正性を検証可能とするために、その透明性を確保することが求められる。

(3) 違法情報の流通の監視

ア 違法情報の流通の網羅的な監視

プラットフォーム事業者に対し、違法情報の流通に関する網羅的な監視を法的に義務づけることは、違法情報の流通の低減を図るうえで有効とも考えられる。

しかしながら、行政がプラットフォーム事業者に対して検閲に近い行為を強いることとなり、また、事業者によっては、実際には違法情報ではない疑わしい情報も全て削除するなど、投稿の過度な削除等が行われ、利用者の表現の自由に対する実質的な制約をもたらすおそれがあるため、慎重であるべきと考えられる。

なお、プラットフォーム事業者が、自主的に監視をすることは、妨げられないと考えられる。

イ 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視

インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケ

ースも多く、違法情報の流通の低減のために有効との指摘がある。

しかしながら、プラットフォーム事業者に対し、特定のアカウントを監視するよう法的に義務付けることは、「①違法情報の流通の網羅的な監視」と同様の懸念があるため、慎重であるべきと考えられる。

なお、プラットフォーム事業者が、自主的に監視をすることは、妨げられないと考えられる。

ウ 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの停止・凍結等

繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結等を行うことを法的に義務づけることも考えられるが、このような義務付けは、ひとたびアカウントの停止・凍結等が行われると将来にわたって表現の機会が奪われる表現の事前抑制の性質を有しているため、慎重であるべきと考えられる。

なお、プラットフォーム事業者が、利用規約等に基づいて、自主的にアカウントの停止・凍結等を行うことは、妨げられないと考えられる。

(4) 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化

人格権を侵害する投稿の削除を求める権利は、判例法理によって認められているため、一定の要件の下で、権利侵害情報の送信防止措置を請求する権利を明文化することも考えられるが、被害者が送信防止措置を求めることが可能であると広く認知される等のメリットがある一方、権利の濫用や過度な削除が行われるおそれ等のデメリットも考慮して慎重に検討を行う必要がある。

(5) 権利侵害性の有無の判断の支援

ア 権利侵害性の有無の判断を伴わない削除（いわゆるノーティスアン

ドテイクダウン)

プラットフォーム事業者において権利侵害性の有無の判断が困難であることを理由に、外形的な判断基準を満たしている場合、例えば、プラットフォーム事業者において、被害を受けたとする者から申請があった場合には、原則として一旦削除する、いわゆるノーティスアンドテイクダウンを導入することが考えられる。

しかしながら、既に、プロバイダ責任制限法 3 条 2 項 2 号の規定により発信者から 7 日以内に返答がないという外形的な基準で、権利侵害性の有無の判断にかかわらず、責任を負うことなく送信防止措置を実施できることや、内容にかかわらない自動的な削除が表現の自由に与える影響等を踏まえれば、ノーティスアンドテイクダウンの導入については、慎重であるべきと考えられる。

イ プラットフォーム事業者を支援する第三者機関

プラットフォーム事業者の判断を支援するため、公平中立な立場からの削除要請を行う機関やプラットフォーム事業者が違法性の判断に迷った場合にその判断を支援するような第三者機関を法的に整備することが考えられる⁷。

これらの機関が法的拘束力や強制力を持つ要請を行うとした場合、これらの機関は慎重な判断を行うことが想定されることや、その判断については最終的に裁判上争うことが保障されていることを踏まえれば、必ずしも、裁判手続（仮処分命令申立事件）と比べて迅速になるとも言いがたいこと等から、上述のような第三者機関を法的に整備することについては、慎重であるべきと考えられる。

7 事業者団体において、削除対応等の参考とするため、関連する法令、判例等を踏まえ、ガイドラインを作成・公表している。

ウ 裁判外紛争解決手続（ADR）

裁判外紛争解決手続（ADR）については、憲法上保障される裁判を受ける権利との関係や、裁判所以外の判断には従わない事業者も存在することも踏まえれば、実効性や有効性が乏しいこと等から、ADR を法的に整備することについては、慎重であるべきと考えられる。

なお、プラットフォーム事業者が、自主的に ADR 機関を創設し利用することは、妨げられないと考えられる。

4. その他

(1) 相談対応の充実

インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることは、突然被害に遭った被害者を支援する上で、極めて重要である。特に、相談のたらい回しを防ぎ、速やかに迅速な相談を図る観点からは、違法・有害情報相談機関連絡会（各種相談機関ないし削除要請機関が参加している連絡会）等⁸において、引き続き、関連する相談機関間の連携を深め、相談機関間の相互理解による適切な案内を可能にすることや知名度の向上を図ることが適当である。

(2) DM による被害への対応

プラットフォームサービスに付随する DM 機能においても、誹謗中傷等の権利侵害をはじめとして多くの問題が発生しており、DM などの一対一の通信についても発信者情報開示請求を可能とすべきとの意見があった。

しかしながら、現行の発信者情報開示制度は、情報が拡散され被害が際限なく拡大するおそれがあることに着目して不特定の者に受信されることを目的とする通信を対象とする規定となっているものであり、根本的な見直しを必要とする事情等があるか否かについて、生じる被害の法的性質も考慮しながら、引き続き状況の把握に努めることが適当である。

(3) 特に青少年にまつわる違法・有害情報の問題

違法・有害情報が未成年者に与える影響を踏まえて、未成年者のデジタルサービス利用の実態（未成年者におけるプラットフォームサービスの利用実態、青少年保護のための削除等の実施状況や機能、サービス上

⁸ 違法・有害情報相談センター、一般社団法人セーフインターネット協会、インターネット・ホットラインセンター、東京都、公益社団法人全国消費生活相談員協会が参加し、法務省人権擁護局、警察庁サイバー警察局等がオブザーバーとなっている。

の工夫等）を把握したうえで、必要な政策を検討すべきとの指摘があった。この点については、諸外国における取組のほか、我が国における関連する機関や団体等における検討状況について、引き続き把握及びその対策の検討に努めることが適当である。

（４）その他炎上事案への対応

個々の投稿に違法性はないものの全体として人格権を侵害している投稿群の事案（いわゆる「炎上事案」）に対応するニーズも存在する。このような投稿は被害に甚大な影響を与えており、こうした事案への対処は、慎重に検討することが必要である。

参考資料集

- 参考資料 1 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 構成員名簿
- 参考資料 2 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 審議経過
- 参考資料 3 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 検討アジェンダ
- 参考資料 4 インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況
- 参考資料 5 申請の手続等に関するアンケート調査結果の概要
- 参考資料 6 プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果
- 参考資料 7 プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割（監視、削除請求権、削除要請等）及びその他に関するアンケート調査及び関係者からのヒアリング結果等の概要
- 参考資料 8 検討アジェンダに対する構成員等からのご意見

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ
構成員等名簿

(敬称略・五十音順)

【構成員】

生貝 直人	一橋大学大学院 法学研究科 教授
伊藤 和真	株式会社 PoliPoli 代表取締役
(主査代理) 上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
(主査) 穴戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
清水 陽平	法律事務所アルシエン 弁護士
藤原 総一郎	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
水谷 瑛嗣郎	関西大学 社会学部 准教授
山口 いつ子	東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授
山根 香織	主婦連合会 常任幹事

【オブザーバー】

法務省人権擁護局、警察庁サイバー警察局

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ
審議経過

会合	開催日	主な内容
第1回	令和4年 12月26日	(1) 今後の検討の進め方（事務局） (2) 誹謗中傷等の違法有害情報に対するプラットフォーム事業者による対応のあり方について（意見募集）（案）（事務局）
第2回	令和5年 2月21日	(1) 意見募集結果及び検討アジェンダ（案）（事務局） (2) 関係者ヒアリング（一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、UUUM 株式会社、公益社団法人日本プロサッカーリーグ）
第3回	令和5年 3月3日	(1) 事業者等ヒアリング（ヤフー株式会社、LINE 株式会社、Google LLC、Meta Platforms, Inc.、一般社団法人セーフインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、Twitter, Inc.）
第4回	令和5年 3月28日	(1) 有識者ヒアリング（竹内和雄 兵庫県立大学環境人間学部 教授、橋本佳幸 京都大学大学院法学研究科 教授、森田宏樹 東京大学大学院法学政治学研究科 教授）
第5回	令和5年 4月7日	(1) 検討アジェンダ3-2(1)の「削除請求権」が必要とされる事情について（事務局） (2) 構成員発表（水谷瑛嗣郎 関西大学 社会学部 准教授、伊藤和真 株式会社 PoliPoli 代表取締役）
第6回	令和5年 4月25日	(1) 論点整理（案）（事務局）
第7回	令和5年 6月1日	(1) インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の処理について（法務省） (2) 「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づく取組（総務省） (3) 今後の検討の方向性（案）（事務局）

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 検討アジェンダ

全体の検討を通じて留意すべき事項

「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」（以下「本WG」という。）においては、次の事項について十分留意しつつ、検討を進める。

情報の流通によって権利が侵害された被害者の救済の観点と発信者の表現の自由の観点、プラットフォームサービスを提供する事業者（以下「プラットフォーム事業者」という。）が措置を講じることによって生じる言論空間への影響や経済的負担の観点に、それぞれ十分留意する。

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意する。

情報の流通によって権利を侵害された被害者、こうした情報をプラットフォームサービス上に流通せしめた発信者、及びプラットフォーム事業者の三者間の関係性について、それぞれの主体の法的責任や、どのような場合に、どの主体がどの主体に対して何を請求することが可能かといったことや、どの主体間での問題解決が適切かといったことに十分留意する。

ユーザ数や投稿数が多い大規模なサービスを提供するプラットフォーム事業者の多くが、海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であることを踏まえ、検討にあたっては、海外プラットフォーム事業者を含めた業界全体の健全化を目指すスキームを作ること、国内での法人登記義務の履行など、国内外の事業者が、法律上のみならず、実務面、執行面も含めて等しく扱われることといった内外無差別の原則について、準拠法や国際裁判管轄権に関する一般的理解も踏まえつつ、十分留意する。

プラットフォームサービス以外のインターネット上の情報流通に係るサービス（例えば、Web 検索サービス、電子掲示板、まとめサイト等のサービスや、SMS、メール等の一般非公開のサービス）の特性や、これらのサービスを提供する事業者の役割や責任にも十分留意する。

具体的な検討事項

1. プラットフォーム事業者の責務

プラットフォームサービスは、匿名で気軽に書き込みを行うことができる仕組みや、誰もが容易に情報を拡散し得る仕組みを有しており、情報の閲覧者が多くなるほどより多くの関心を集める機能を通じて、関心を得ることを目的とした刺激的な情報の発信を誘引する仕組みなどを備えており、こうした仕組みを背景に、ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合には、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、プラットフォームサービスがインターネット上の違法・有害情報の流通の主要な舞台の一つとなっていると考えられるが、どうか。

こうした点に加え、ユーザが投稿するコンテンツを流通させることを通じて収益を上げるというプラットフォーム事業者の収益構造、プラットフォーム事業者が自らのサービス上の違法・有害情報の流通に最も実効的に関与し得る点を踏まえれば、プラットフォーム事業者には、表現の自由を確保しつつ、違法・有害情報の流通に対応し、自らのプラットフォームサービス上の情報流通の適正化を図る責務があると考えられるが、どうか。

また、プラットフォーム事業者がこのような責務を果たすための環境整備として、以下の2. から4. までの記載された事項が検討項目として考えられるが、どうか。

2. 透明性・アカウントビリティの確保方策の在り方

違法・有害情報に対応するにあたり、表現の自由を確保しつつ情報流通の適正化を図るためには、プラットフォーム事業者による自主的な取組を促進することが重要と考えられるが、どうか。具体的には、特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、予めコンテンツモデレーション¹に関する運用方針を策定・公表するとともに（Plan）、運用結果を公表し（Do）、運用結果について自己評価を実施・公表し（Check）、必要に応じて運用方針を改定する（Act）ことを求めることにより、プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクル（PDCA サイクル）を確立することについて、どう考えるか。

また、個別のコンテンツモデレーションに関する手続の適正性を確保するために、特定のプラットフォーム事業者に対して、コンテンツモデレーションに関する申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等の一定の措置を求めることについて、どう考えるか。

さらに、違法・有害情報に対する効果的かつ継続的な取組を確保する観点から、違法・有

¹ 本検討アジェンダにおいて、「コンテンツモデレーション」は、例えば、問題となる投稿の削除・表示順位の低下、そのような投稿を行ったアカウントの凍結・停止、投稿に注意喚起を促すラベルの付与、当該サービスにおける検索結果からの排除・表示順位の低下、特定の地域での表示制限といった、違法・有害情報の流通を抑止するために講じる措置を指す。これには、投稿を行ったユーザ自身に気づかれない形で実施される投稿の非表示又は表示順位低下等の措置を含む。

害情報への対応に関する取組状況の共有等の継続的な実施について、どう考えるか。また、こうした情報について、一般に公表することと、2-6において述べるような取組状況の共有の場に限って報告することの違いについて、どう考えるか。

2-1 透明性・アカウントビリティの確保が求められる事業者

本来、なるべく多くのプラットフォーム事業者において、透明性・アカウントビリティの確保が図られることが望ましいと考えられる。一方で、透明性・アカウントビリティの確保には事業者にながらず経済的負担が生じることや、ユーザ数や投稿数が多く、利用する時間が長いサービスにおいて、違法・有害情報の流通とそれに触れる機会が多いと考えられること等の諸点を踏まえて、まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保を求めることについて、どう考えるか。

2-2 運用方針及び運用結果の公表

運用方針及び運用結果を公表することについて、次の項目を検討する。

(1) コンテンツモデレーションの運用方針（実施基準、実施の手続）

プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて、どう考えるか。また、公表する運用方針は、日本語で、明確かつ分かりやすい表現を用いることについて、どう考えるか。

(2) コンテンツモデレーションの運用結果

上記(1)の運用方針に沿って、どのようにコンテンツモデレーションが運用されたかを公表することについて、どう考えるか。例えば、削除²等のコンテンツモデレーションの実施に係る端緒の件数、端緒ごとに措置が実施された又は実施されなかった件数、根拠となるポリシーや法的根拠ごとに行われた措置件数、苦情申立ての件数やそれに対する対応結果ごとの件数、措置に要した時間の中央値等を公表することについて、どう考えるか。また、これらの数値は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。

² 本検討アジェンダにおいて、「削除」は、サーバ内のデータの抹消ではなく、情報の送信を防止する措置を念頭に置いている。

2-3 プラットフォーム事業者による評価、運用方針の改善

プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。また、必要に応じて、プラットフォーム事業者が、自己評価結果に基づいて運用方針を改定することについて、どう考えるか。その際、自己評価には、ともすればいわゆるお手盛り評価となる可能性があり、評価の客観性や実効性を高める工夫を行うことが考えられるが、具体的にどのような工夫が考えられるか。プラットフォーム事業者によっては、コンテンツモデレーションの判断の際、助言・審査等一定の関与を行う機関を設けるなど、判断の客観性向上に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。

このほか、自己評価の前提条件の把握のために、プラットフォーム事業者が、自らのサービス上に流通している違法・有害情報とそれによって生じている被害の実態についても、把握・公表することについて、どう考えるか。

2-4 その他透明性・アカウントビリティの確保が求められる事項（運用体制等）

コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無など、実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者に公表を求めることについて、どう考えるか。また、これらの整備状況は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。

また、プラットフォーム事業によっては、AI 等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの迅速化に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。

さらに、プラットフォーム事業者は、例えば投稿時に再考・再検討を促す機能といった、アーキテクチャ上の工夫による違法・有害情報の被害低減に取り組んでいるところ、そうした取組状況について公表することについて、どう考えるか。

その他、プラットフォーム事業者に、透明性・アカウントビリティの確保が求められる事項はあるか。

2-5 手続の適正性確保のために透明性・アカウントビリティの確保が求められる事項

(1) コンテンツモデレーションの措置申請窓口

プラットフォーム事業者による適切な対応につなげるため、被害者等がプラットフォーム事業者のポリシーに基づくコンテンツモデレーションの申請や法的な削除請求（以下「コンテンツモデレーションの申請等」という。）を行うにあたって、申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるよう手続を整備することについて、どう考えるか。

例えば、コンテンツモデレーションの申請等の窓口の所在を分かりやすく公表することについて、どう考えるか。また、コンテンツモデレーションの申請等を受けた場合に、プラットフォーム事業者が当該申請等を行った者に申請等の受付に関する通知を行うことについて、どう考えるか。プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知を行ったときには、申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者に認識があったものとみなすことについて、どう考えるか。

また、プラットフォーム事業者が措置を実施するか否かの判断に必要な期間をあらかじめ明らかにすることについて、どう考えるか。

(2) 個別のコンテンツモデレーションの実施又は不実施に関する理由

プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの申請等に対して措置を実施しなかった場合に、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。

プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションを実施した場合に、発信者に対して、コンテンツモデレーションを実施した事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。とりわけ、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、コンテンツモデレーションの中でも特に将来の投稿を制限する点で影響が大きいと考えられるが、これらの措置の実施にあたって発信者に対する手続的保障について、どう考えるか。

(3) コンテンツモデレーションに関する苦情処理

コンテンツモデレーションの申請等が認められなかった被害者等や、コンテンツモデレーションが行われた投稿の発信者に対して、苦情申出の機会を設けるため、処理手続や窓口について開示するとともに、こうした苦情への誠実な対応をプラットフォーム事業者に求めることについて、どう考えるか。

その他、個別具体の措置申請や措置に関する手続の適正性を確保する観点から、透明性・アカウントビリティの確保が必要な事項として、何があるか。

2-6 取組状況の共有等の継続的な実施

プラットフォームサービスに関する研究会では、これまで、個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本のユーザに関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきたところ、こうした取組について、引き続き、産官学民が協力して、継続的に実施することについて、どう考えるか。

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割

プラットフォームサービス上では、ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、現に、誹謗中傷等の被害が発生し続けている。こうした点を踏まえ、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者のより積極的な役割を検討する。具体的には、問題となる投稿の検知、削除の要請・請求、削除の実施といった各フェーズに応じて、以下のとおり検討を行う。

3-1 投稿のモニタリングのフェーズ

(1) 権利侵害情報の流通の網羅的なモニタリング

プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、検閲に近い行為を強いることとなり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす可能性があることについて、どう考えるか。

(2) 繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントのモニタリング

インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケースも多いとの指摘がある。権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。その際、そうしたアカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法第3条が定める責任制限の要件に関して、プラットフォーム事業者の情報流通の認識があったとみなすことで、プラットフォーム事業者

自身による適切な投稿の削除の促進に資すると考えられるか。その一方で、限定されたアカウントを対象とする場合であっても、プラットフォーム事業者に対し個別の権利侵害情報の流通をモニタリングすることを法的に義務づけた場合、表現の自由に萎縮効果をもたらす可能性があることについて、対象となる発信者のプライバシーへの影響も踏まえつつ、どう考えるか。さらに、悪質な侵害者は次々にアカウントを作成することでモニタリングを逃れることが可能であり、また、モニタリングの対象とするアカウントの範囲を法律で明確に規定することも困難であることを踏まえて、どう考えるか。

その他、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結等を行うことは、将来の権利侵害の抑止に有効と考えられるか。このようなケースでは、同一人が複数のアカウントを用いて権利侵害情報の投稿を行う場合も考えられることから、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントの保有者が新たなアカウントを作成することや別のアカウントを用いた投稿をすることを制限する措置をとることは有効と考えられるか。一方で、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、将来の投稿を制限する点においてその影響が非常に大きく、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応であっても、公法上義務付けることについては極めて慎重であるべきとも考えられるが、どうか。

3-2 要請・請求のフェーズ

(1) 削除請求権

人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者を求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うことが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資すると考えられるがどうか。一方で、判例法理を明文化するだけでは、現状とあまり変わらず、必ずしも被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資さない可能性もあることについて、どう考えるか。

また、営業権などの排他性を有しない財産上の権利を侵害する投稿も見受けられるとの指摘があり、こうした権利を侵害する情報について、削除を求める権利を創設することは有効と考えられるか。その一方で、こうした投稿の削除を求める権利が一般に認められるかについては、実務上あるいは学説上も明らかではなく、こうした権利の創設には慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考えるか。

さらに、個々の投稿に違法性はないものの全体として人格権を侵害している投稿群の事案（いわゆる「炎上事案」）があるところ、このような事案について、現行法では削除請求

できるか必ずしも明らかではないため、炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。その一方で、削除できる投稿の範囲、個別には違法性がない投稿の削除の可否について、このような投稿を行った者の被害拡大への甚大な影響を考慮しつつも表現の自由との関係を検討する必要があると考えられ、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考えるか。

(2) プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断の支援

プラットフォーム事業者は、被害者から投稿の削除の請求を受けた際に、投稿内容の権利侵害性について一定の判断を行うことが求められるものの、プラットフォーム事業者は、特定の情報が真実かどうか、ひいては権利侵害性があるかどうかを判断することに困難を伴うことが多いことについて、どう考えるか。これに関して、削除の判断の迅速化を図るため、例えば、プラットフォーム事業者において、削除請求や苦情があった場合は、外形的な判断基準を満たしているときは、いたずらや嫌がらせと判断できるものでない限り、可及的速やかに削除の処置を行うこととし、発信者に削除の対象になったことを通知し、発信者から異議の申立てなどを受け付けた場合には再表示する環境を整備することについて、どう考えるか。

また、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。例えば、プラットフォーム事業者の判断を支援するための環境整備として、公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化することについて、どう考えるか。

そのほか、かかる公平中立な立場からの要請に対して、その実効性を高めるため、例えば、応答義務を課すことや、要請された投稿を削除した場合の免責を定めることについて、どう考えるか。一方で、要請の実効性を担保する仕組み、要請をする者の判断の確からしさや中立性を担保するための要件や仕組み、要請をする者の運営に関する事項、要請に法的効果を与える場合の根拠など、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考えるか。

さらに、削除の仮処分手続について、申立てから発令まで数ヶ月を要することが通例であり、その間に被害が拡大してしまうとの課題が考えられるところ、民事保全手続よりも簡易・迅速な、削除に特化した手続（裁判外紛争解決手続（ADR）等）を創設することについて、どう考えるか。一方で、ADRの制度設計によっては、プラットフォーム事業者が手続に参加しなければ実効性が伴わないとの課題が考えられるが、ADRの有効性について、どう考えるか。

(3) 行政庁からの削除要請を受けたプラットフォーム事業者の対応の明確化

現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセ

ンター等の行政庁からプラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、一定の実効性が認められるところ、かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取ることが求められる対応を明確化することは、更なる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか³。

一方、この要請に応じることをプラットフォーム事業者に義務付けることは、検閲の禁止の規定の趣旨や表現の自由への影響を踏まえると困難であると考えられるが、どうか。さらに、行政庁からの削除要請については、その要請に強制力は伴わないとしても、プラットフォーム事業者に対し何らかの対応を求めるのであれば、さらなる透明性の確保が求められると考えられるが、どうか。そのためには、どのような制度的対応が考えられるか。

3-3 削除等の判断・実施のフェーズ

(1) プラットフォーム事業者による削除等の義務付け

プラットフォーム事業者に対して、権利侵害など一定の条件を満たす投稿について削除等の措置を行うことを公法上義務付けることは、この義務を背景として、当該プラットフォーム事業者によって、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど投稿の過度な削除等が行われ表現の自由への著しい萎縮効果をもたらすおそれがあることから、極めて慎重であるべきと考えられるが、どうか。

(2) 裁判外の請求への誠実な対応

プラットフォーム事業者によっては、裁判外での投稿の法的な削除請求に応じないケースもあるところ、裁判外の削除請求や削除要請に関して権利侵害性の有無の真摯な検討などの誠実な対応を行うことをプラットフォーム事業者に求めることは有効と考えられるか。

4. その他

4-1 検討対象となる情報の範囲

受信者の属性や文脈によって評価が変化し、法律上の定義が一義的に定まらない有害情報については、プラットフォーム事業者や発信者、受信者との間の権利義務関係の変動をともなう措置や行政庁からの強制力を伴う削除要請等によって対応することには極めて慎重であるべきであり、まずは、プラットフォーム事業者によるポリシーの策定及びその運用と、

³ 例えば、警察庁によれば、一部のプラットフォーム事業者における、当該プラットフォーム事業者が自主的に用意した一定の要件を満たした団体等からの通報について優先的にポリシー違反や違法性の有無の審査を行うなどの仕組みにおいて、警察やインターネット・ホットラインセンターからの要請について対応してもらうという考え方がある。

それらの透明性・アカウンタビリティの確保を通じた対応の適正性を担保する仕組みによって対応されることが必要と考えられるが、どうか。

4－2 行政の体制や手続

2. や3. に記載された事項についてプラットフォーム事業者に対応を求めるに当たって、行政の体制や手続について留意すべき点があるか。

4－3 相談対応の充実

インターネット上の違法・有害情報による被害の救済に関して、インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることが重要であると考えられるが、どうか。相談対応の充実を図るにあたって、改善すべき現状の課題や留意すべき点はあるか。

4－4 発信者情報開示請求

DM（ダイレクトメッセージ）など一対一の通信における侮辱、差別表現、暴力的表現、脅迫により権利侵害が生じた際に、こうした情報の発信者が不明であることを踏まえ、これらの対象についても発信者情報開示請求を可能とすることについて、どう考えるか。一方で、現行の発信者情報開示制度は、情報が拡散され被害が際限なく拡大するおそれがあることに着目して不特定の者に受信されることを目的とする通信を対象としていることや、仮にそのようにした場合に、開示請求を受けた事業者において、開示の可否を判断するために、公になっていない一対一の通信の内容について確認することとなることについて、どう考えるか。また、DMなどの機能については、プラットフォーム事業者の中には、受信する側のアカウントにおいて、受信する範囲を選択することができる機能（例：友達の友達以外の者からのDMは受け取らないように設定可能とする等）を設けるなどの工夫を講じていることについて、どう考えるか。

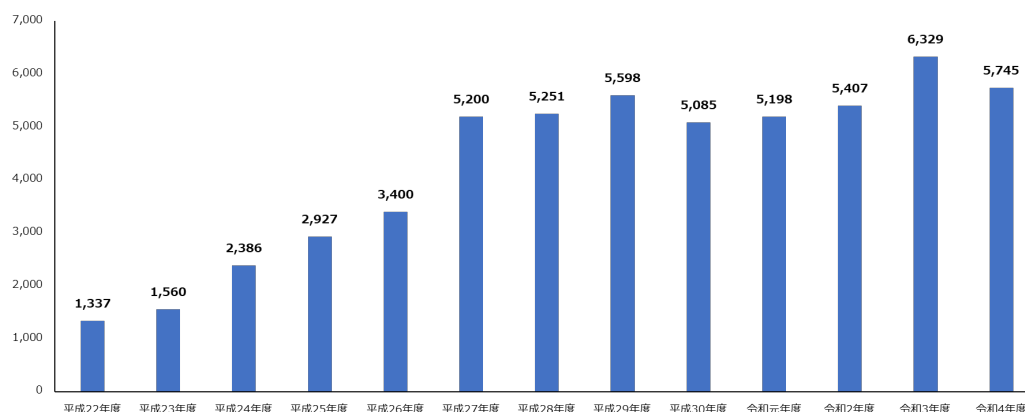
以上

インターネット上の違法・有害情報の流通状況等

総務省が運営を委託している違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和 4 年度の相談件数は、5,745 件であった。令和 4 年度において相談件数が多い事業者/サービス上位 5 者は、Twitter、Google、Meta、5ちゃんねる、爆サイであった。また、相談者からの相談内容は「削除方法を知りたい」が 67.0%であり、「発信者の特定方法を知りたい」（16.1%）を大きく上回っている。

法務省が相談等を通じて調査救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、引き続き高水準で推移している。令和 4 年に法務省人権擁護機関により把握されたインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の件数は、新規開始件数が 1,721 件、処理件数が 1,600 件となっており、平成 25 年と比べて令和 4 年は 2 倍近い件数となっている。また、令和 4 年の新規開始件数のうち、プライバシー侵害事案が 665 件、識別情報の摘示が 414 件、名誉毀損事案が 346 件となっており、これらの事案が大きな割合を占めている。

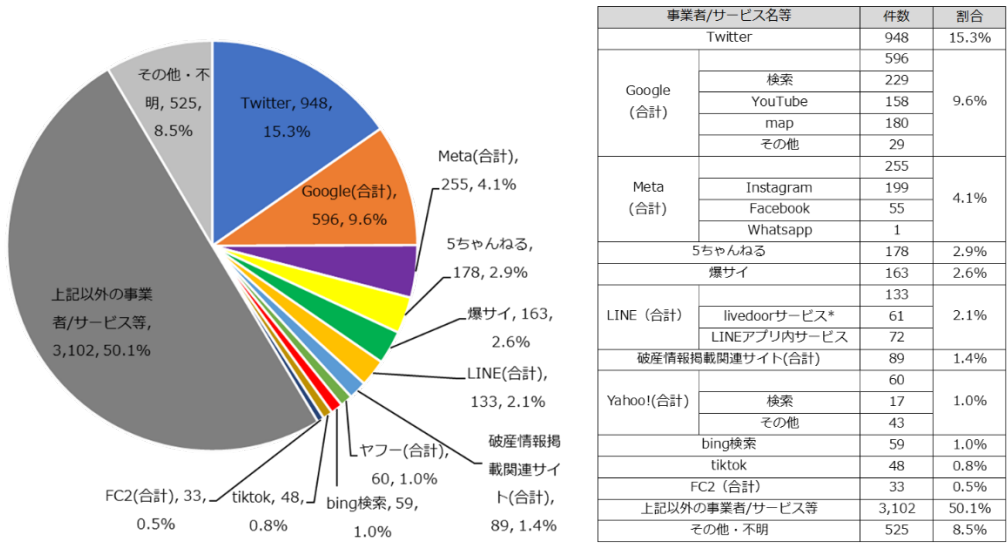
違法・有害情報相談センターへの相談件数の推移



出典：本ワーキンググループ（第 7 回）資料 2「「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づく取組」

違法・有害情報相談センターの相談（作業）件数の事業者別の内訳

相談（作業）件数の内訳：事業者/サービス別（n=6,189）＜令和4年度＞ ※相談（作業）件数 5,745件を対象

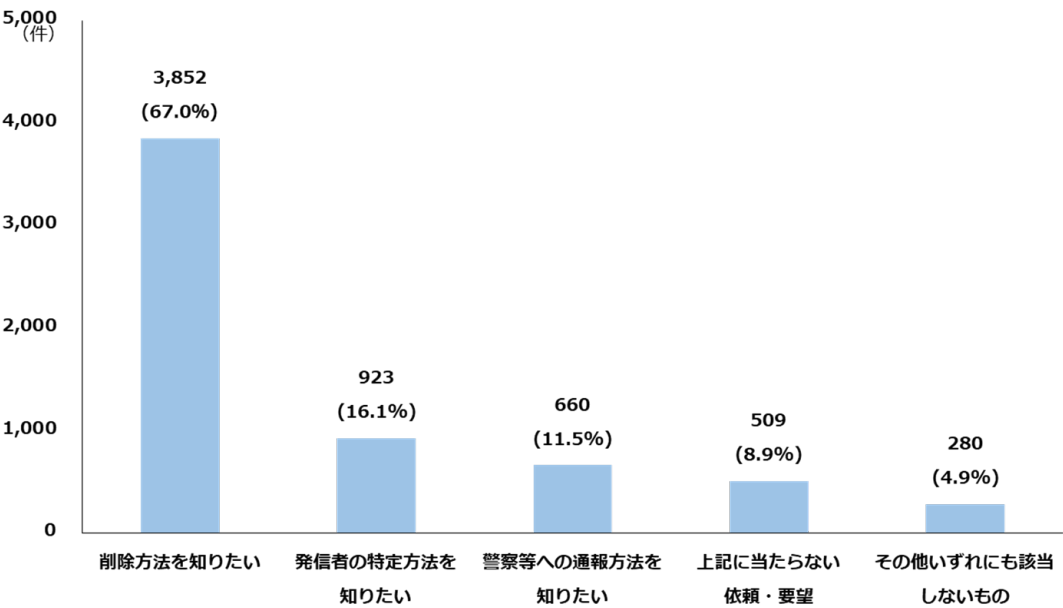


* livedoorサービスは令和4年12月27日にLINEから売却されたため令和5年1月以降の回答分は含まない。
注1 相談（作業）件数を集計したものであり、個別の相談が権利侵害にあたるか相談センターでは判断していない。
注2 作業件数1件ごとの代表的なドメインを入力し集計したものであるため、該当箇所が複数サイトに及ぶ場合などがあり、厳密な統計情報とはならない。
注3 独自ドメインを利用しているものがあり、実際のドメインが判明しない場合がある。

出典：本ワーキンググループ（第7回）資料2「「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づく取組」

違法・有害情報相談センターの相談（作業）件数の対応手段別の内訳

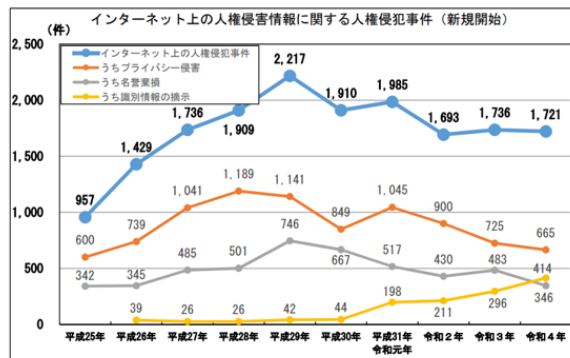
相談（作業）件数の内訳：対応手段（作業件数ベース）（n=5,745）＜令和4年度＞



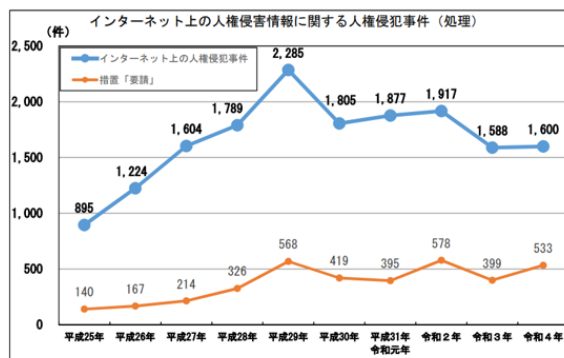
出典：本ワーキンググループ（第7回）資料2「「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づく取組」

法務省の人権擁護機関により把握された人権侵犯事件の件数

(1) 新規救済手続開始件数



(2) 処理件数



出典：「令和4年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～
法務省の人権擁護機関の取組～」

(<https://www.moj.go.jp/content/001393246.pdf>) より抜粋

また、三菱総合研究所が総務省の委託を受けて実施した SNS 等ユーザを対象としたアンケート調査結果¹²（以下「アンケート調査結果」という。）では、「他人を傷つけるような投稿（誹謗中傷）」について、約半数（50.9%）が目撃しており、投稿を目撃したサービスとしては、Twitter（55.5%）が最も多く、匿名掲示板（34.9%）³、Yahoo!コメント（ニュース）（32.4%）、YouTube（29.9%）がこれに続いている。また、過去1年間に SNS 等を利用した人の1割弱（8.0%）が「他人を傷つけるような投稿（誹謗中傷）」の被害に遭っており、年代別にみると20代

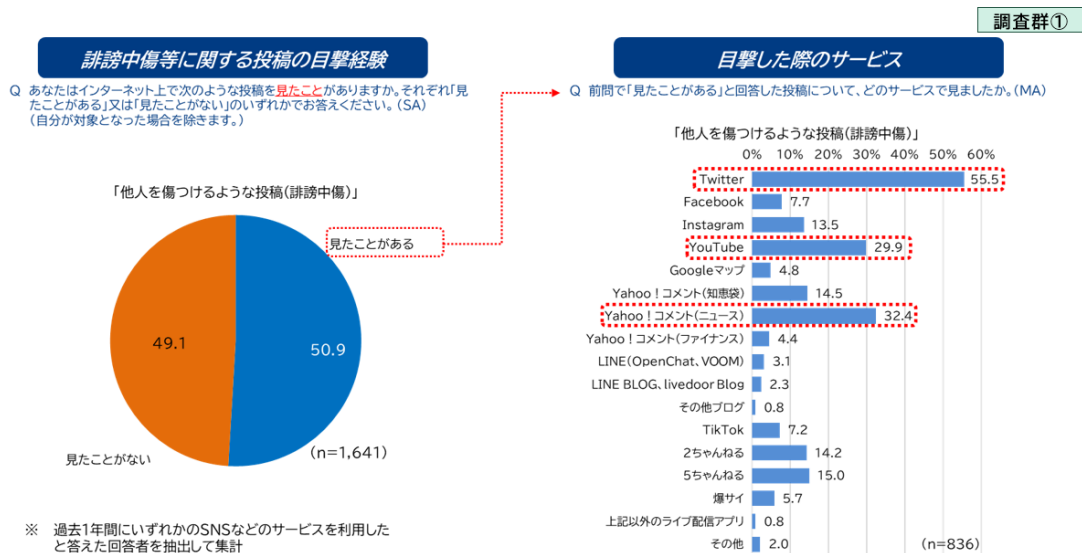
1 三菱総合研究所発表（本ワーキンググループ（第1回）参考資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通実態アンケート調査」）

2 調査実施期間：2022年10月31日（月）～11月1日（火）、調査方法：インターネットアンケート調査、調査対象：日本国内の15歳から99歳までの男女（以下の条件に該当する人が対象。調査群①条件なし、調査群②SNSなどのインターネットのサービス上で、サービス提供者等へ違反申告や報告をしたことがある人、調査群③SNSなどのインターネットのサービスを利用するなかで、サービス提供者等から投稿の削除などの対応をされたことがある人）、回答者数：調査群①2,000名、調査群②508名、調査群③442名（※）、回答割付：調査群①住民基本台帳人口（2022年1月1日付）の性別・年齢階級別人口に、通信利用動向調査（令和3年度）のインターネット利用率を掛け合わせることで、インターネット利用人口を算出。回収総数を2,000人とし、算出したインターネット利用人口の構成比に基づいて、性別・年代別の割付を実施）調査群②及び調査群③割付なし。

3 複数サービス（2ちゃんねる（14.2%）、5ちゃんねる（15.0%）、爆サイ（5.7%））を合計している。

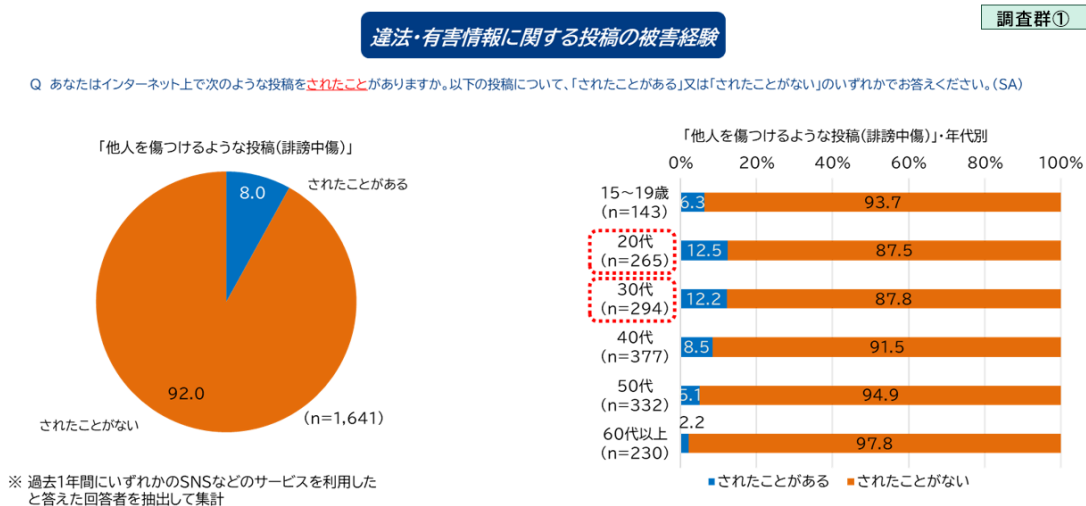
(12.5%) 及び 30 代 (12.2%) の被害経験が相対的に多かった。

SNS ユーザを対象としたアンケート調査結果（目撃経験）



出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

SNS ユーザを対象としたアンケート調査結果（被害経験）



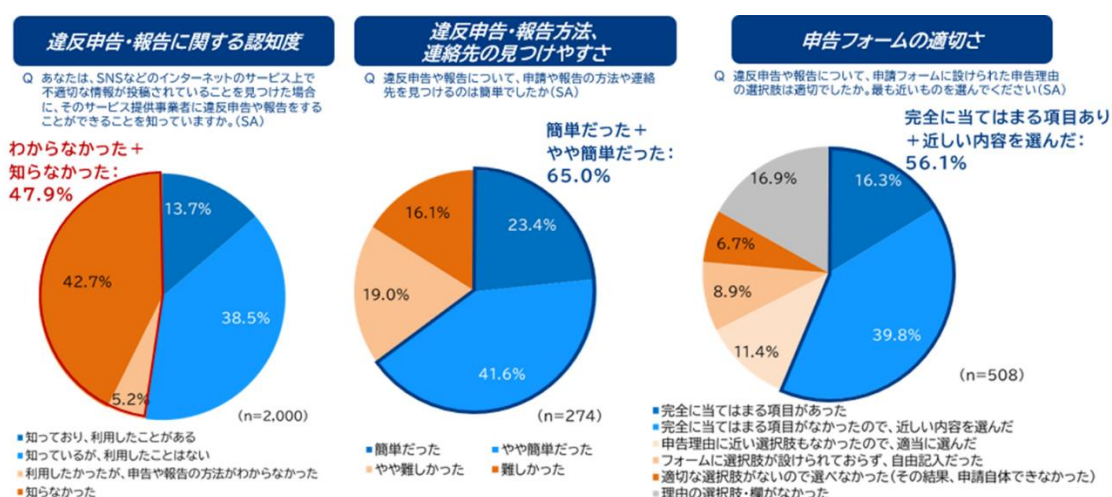
出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

申請の手続等に関するアンケート調査結果の概要

措置申請窓口に関し、アンケート調査結果においては、違反申告や報告について、「わからなかった」・「知らなかった」という人が半数弱（47.9%）であった。また、違反申告・報告方法、連絡先の見つけやすさについて、「簡単だった」・「やや簡単だった」という人が65%を占めている。加えて、申告フォームについて、「完全に当てはまる項目があった」・「完全に当てはまる項目がなかった」ので、近い内容を選んだ」という人は半数強（56.1%）であった。

さらに、申請フォームの文章記入欄に「主張を十分に記入することができた」と回答したのは34.8%であり、残りの65.2%は、「文字数制限等があり、主張を十分に記入することができなかった」又は「文章記入欄がなかった」と回答した。また、申請フォームからの違反申告や報告の際に証拠添付ができた」と回答したのは、28.7%だった。また、違反申告や報告への対応がなされなかった場合の理由について、半数以上が「何も通知がなかった」と回答している。

違反申告・報告の認知度/違反申告・報告方法、連絡先の見つけやすさ 申告フォームの適切さ



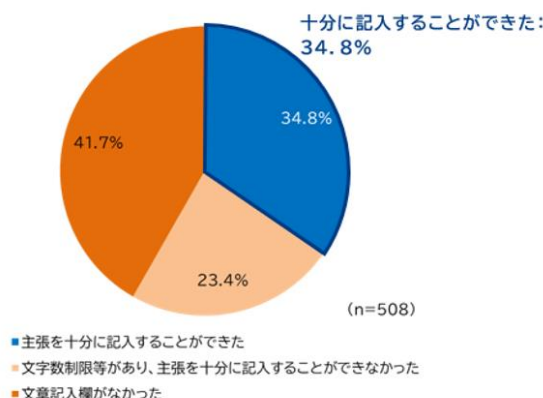
出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

通報フォームへの主張の記入及び証拠添付の可否

調査群②

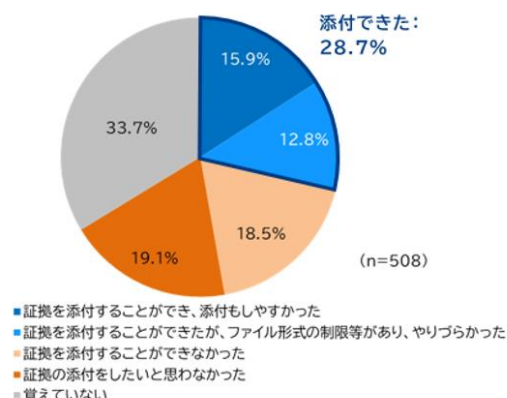
申請フォームの文章記入欄

Q 違反申告や報告について、申請フォームに設けられた文章記入欄は十分でしたか(SA)



申請フォームへの証拠添付

Q 違反申告や報告について、申請フォームに証拠(不適切な投稿のスクリーンショットなど)を添付することはできましたか(SA)



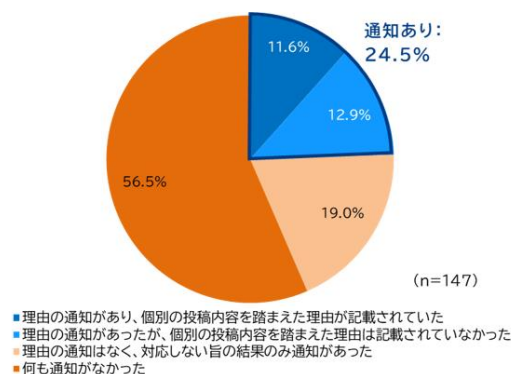
出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

違反申告・報告への対応結果に関する理由通知の有無及び理由の納得度

調査群②

違反申告・報告への対応がされなかった理由の通知有無

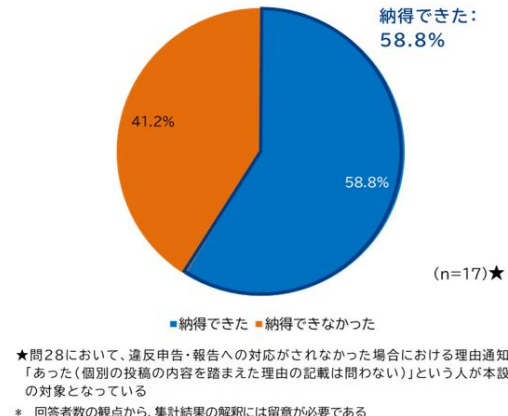
Q 違反申告や報告への対応(投稿の削除、アカウント削除等)がなされなかった場合、理由の通知はありましたか。(SA)



* 回答者数の観点から、集計結果の解釈には留意が必要である

違反申告・報告への対応がされなかった理由の納得度

Q 違反申告や報告への対応(投稿の削除、アカウント削除等)がなされなかった理由の通知について、納得できる理由でしたか。(SA)



★問28において、違反申告・報告への対応がされなかった場合における理由通知が「あった(個別の投稿の内容を踏まえた理由の記載は問わない)」という人が本設問の対象となっている

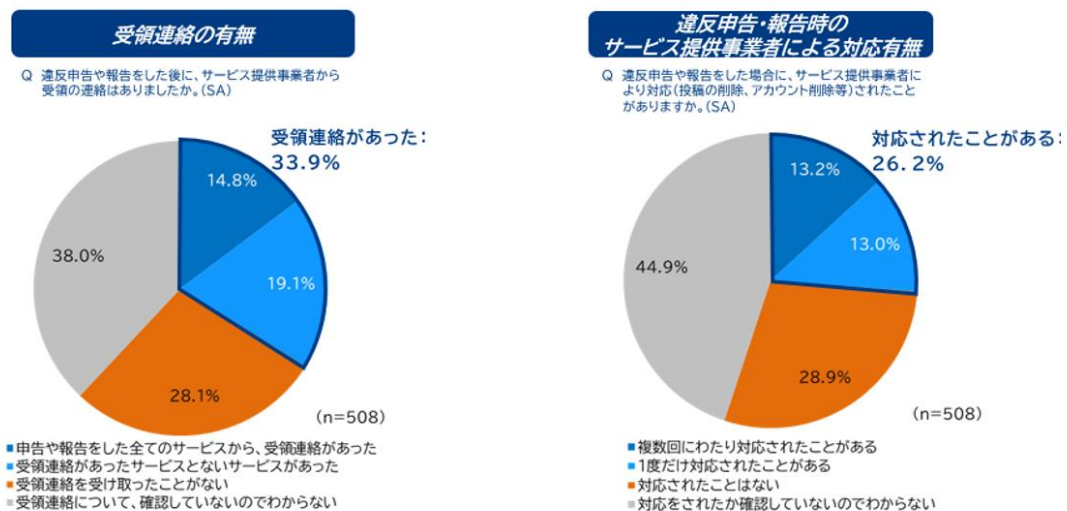
* 回答者数の観点から、集計結果の解釈には留意が必要である

出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

また、アンケート調査結果においては、違反申告・報告時の受領連絡及び対応の有無に関し、違反申告や報告を行った際に、受領連絡があったと回答したのは、33.9%だった。また、違反申告や報告を行った際に、サービス提供事業者により投稿の削除等の対応をされたことがあると回答したのは、26.2%だった。

違反申告・報告時の受領連絡及び対応の有無

調査群②



出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果

プラットフォームサービスに関する研究会（以下「本研究会」という。）では、2020 年 9 月に総務省が公表した、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、プラットフォーム事業者による誹謗中傷を含めた違法・有害情報対策の取組に関する透明性やアカウントビリティの確保方策の取組状況について、自主的な取組の報告を求めること等によりモニタリングを実施し、2021 年 9 月に「中間とりまとめ」、2022 年 8 月に「第 2 次とりまとめ」として公表した。

1. モニタリングの概要

主要なプラットフォーム事業者（ヤフー株式会社、Google LLC、LINE 株式会社、Meta Platforms, Inc.、Twitter, Inc.）に対して、誹謗中傷等への対策状況について、ヒアリングシートに基づく任意での回答を求め、モニタリングを行った。第 2 次とりまとめに向けたモニタリングにおける主な論点は次のとおり。

項目 1 サービス概要とポリシー

誹謗中傷等に関する利用規約・ポリシーについて、適切に設定されているか。

項目 2 削除申告等の受付・審査のプロセス

誹謗中傷等に適切に対応するための態勢は適切か。特に、日本国内における態勢が適切か。ポリシーに違反し得る投稿等について適切にユーザ申告の受付又は事業者による検知が行われているか。申告受付又は検知された投稿について、適切に審査されているか。審査結果等に関する発信者や申立者に対する異議申立ての受付態勢が適切か。

項目 3 削除等の対応の実施状況及び機能上の工夫

利用規約・ポリシー等について、適切にポリシー等に基づいて削除等の対応がなされているか。

項目 4 発信者情報開示請求への対応

発信者情報開示請求について、適切に対応されているか。

項目 5 情報分析・公開

透明性レポートや取組の効果分析は適切に公開されているか。特に、日本国内において公開されているか。

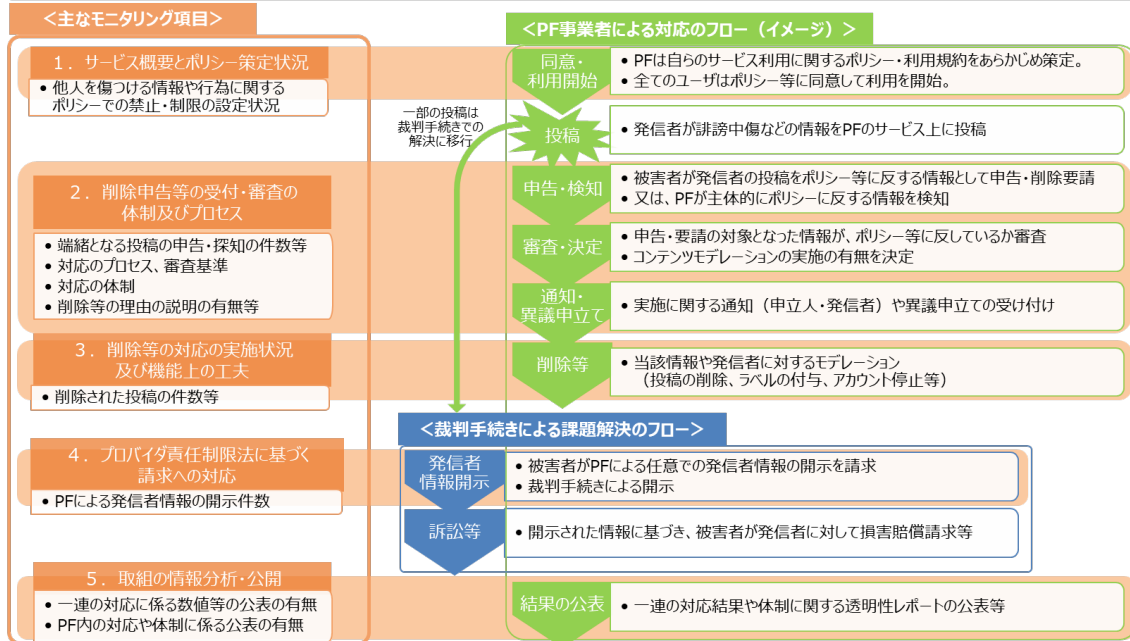
項目 6 その他の取組

上記の各項目に係るプラットフォーム事業者による誹謗中傷対策に関する透明性・アカウントビリティについて、次の観点から検証を行った。

- ・ 利用者が安心・信頼してサービスを利用できるよう、透明性・アカウントビリティ確保が十分に図られているか
- ・ 定量的な数値等を用いて、客観的に透明性・アカウントビリティの確保が十分に図られているか
- ・ グローバルな取組だけでなく、我が国における透明性・アカウントビリティの確保が十分に図られているか
- ・ 中間とりまとめに向けて実施した 2021 年 2 月 25 日時点のヒアリング（以下、「前回ヒアリング」という。）と比較して、事業者による透明性・アカウントビリティ確保のための取組に進展はみられるか

プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング

○ PF事業者による誹謗中傷等の情報への対応に係る透明性・アカウントビリティの確保が図られているかについて、対応に係る各プロセスにおいて数値等の公開の有無を検証する。



出典：「プラットフォームサービスに関する研究会第二次とりまとめ」より抜粋

プラットフォーム事業者に対するヒアリングの質問項目

プラットフォームサービス事業者における誹謗中傷等への対策状況ヒアリング（2022年） 質問項目	
1. サービス概要とポリシー ① 対象サービス名 ② 加入者数、月間アクティブユーザ数又は書き込み数 ③ (i)誹謗中傷等に関して禁止とする情報や行為【★】 (ii) (i)で挙げた行為に対して取り得る対応【★】 ④ ポリシー等の見直し状況及び外部レビューの有無とそのタイミング	3. 削除等の対応の実施状況及び機能上の工夫 ① 誹謗中傷等に関する申告や削除要請の件数【★】 ② 誹謗中傷等に関する申告や削除要請に対する (i)削除件数【★】 (ii)削除以外の対応件数【★】 (iii)対応を行わなかった件数、 (iv)削除までの平均時間及び/又は削除対象の閲覧数の抑制程度 ③ (i)主体的な削除件数(AIを用いた自動検知機能の活用【★】) (ii)主体的な削除以外の対応件数、 (iii)主体的な対応までの平均時間及び/又は対象情報の閲覧数の抑制程度 ④ 誹謗中傷等個人の権利侵害を防止・低減するためのサービス上の機能の工夫(特に炎上対策)
2. 削除申告等の受付・審査のプロセス ① (i)一般ユーザからの申告・削除要請への受付窓口・受付態勢、対応プロセス【★】 (ii)主体的な誹謗中傷等の情報の検知態勢 ② 申立時における申立者への通知の有無 ③ 申立てに対するポリシー違反等の審査プロセス、案件ごとの優先度の決定方法【★】 ④ 一般ユーザからの申告や削除要請に対応する部署・チームの規模・人数及び部署・チームに関する日本国内の拠点の有無、日本における責任者の有無【★】 ⑤ (i)対応決定時の申立者への通知の有無とその理由説明内容 (ii)対応決定時の対象となる情報の発信者への通知の有無とその理由説明内容及び異議申立て方法の案内の有無 ⑥ 削除等への異議申立や問い合わせに対する受付態勢及び処理プロセス【★】 ⑦ ⑥の異議申立・問い合わせ件数【★】 ⑧ 不正な申告や削除要請への対策の方法・仕組み、対応件数	4. 発信者情報開示への対応 ① 発信者情報開示請求を受けた件数(裁判上/訴外)【★】 ② 開示を行った件数(裁判上/訴外)【★】 5. 情報分析・公開 ① 透明性レポートの公開、日本語で閲覧可能か【★】 ② 取組の効果分析【★】 ③ 誹謗中傷等の流通状況に関する分析・調査及びユーザに与える影響の分析・調査 ④ 研究者への情報提供、利用条件 6. その他の取組 ① 普及啓発 ② 誹謗中傷以外にポリシーで禁止又は制限される情報・行為 ③ 意見・補足

※【★】は「主な評価項目」

出典：本研究会第37回会合 資料1 『プラットフォームサービスに係る違法・有害情報（誹謗中傷、偽情報）への対策に関する主な論点（案）』より抜粋

2022年には、ヒアリングシートに基づき、本研究会において次のとおりプラットフォーム事業者に対してモニタリングを行い、事業者団体（一般社団法人セーフアーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構）からも取組状況についてヒアリングを実施した。

- ・2022年2月21日 本研究会（第32回）
対象事業者団体：SIA、SMAJ
- ・2022年3月7日 本研究会（第33回）
対象事業者：ヤフー、Google、LINE、Meta、Twitter

プラットフォーム事業者に対するヒアリングに対する回答（一部抜粋）

	ヤフー	Google	LINE	Meta	Twitter
対象サービス名	Yahoo!知恵袋 Yahoo!ニュース(コメント欄) Yahoo!フィナンス掲示板	Google 検索 YouTube Google マップ	LINE VOOM LINEオープンチャット LINE LIVE LINE BLOG、livedoor Blog	Facebook Instagram	Twitter
3-① 誹謗中傷等に関する一般ユーザからの申告や削除要請の件数	【日本】 特定の1ヶ月間の件数 ■知恵袋 約5万7千件 ■Yahoo!ニュース 約21万8千件 ■フィナンス掲示板 約2万7千件	【日本】 ■Google検索 約32,300件 (2021年1月～6月) ■YouTube 世界で7番目に報告が多い。 ■Google マップ 218,870件 (2021年1月～10月)	【日本】 2021年1月～12月 ■LINE VOOM:693件 ■LINEオープンチャット:4,701件 ■LINE LIVE:52件 ■LINE BLOG:9件 ■livedoor Blog:3,644件	【日本】 回答なし 【グローバル】 回答なし	【日本】 18,508件 【グローバル】 42,023件 (2021年1月～6月、 誹謗中傷以外の削除件数 も含む)
3-② (i) 誹謗中傷等に関する一般ユーザからの申告や削除要請に対する削除件数	【日本】 特定の1ヶ月間の件数 ■知恵袋 約5千件 ■Yahoo!ニュース 約1万2千件 ■フィナンス掲示板 約1万3千件	【日本】 ■YouTube 24,153本 (2021年10月～12月) ※ 上記のうち、ヘイトスピーチ620件、嫌がらせやネットいじめ628件 ■Google マップ 32,190件 (2021年1月～10月) ※ 上記のうちヘイト、不適切、ハラスメントなど3648件	【日本】 2021年1月～12月 ■LINE VOOM:20件 ■LINEオープンチャット:56件 ■LINE LIVE:8件 ■LINE BLOG:0件 ■livedoor Blog:0件	【日本】 ■Facebook 約5万件 ■Instagram 約10万件 (2021年第1四半期～第4四半期) ※ 日本からのものと予測されるユーザーが作成または所有したコンテンツ	【日本】 回答なし ※ヒアリング後提出 (p51～54参照) 【グローバル】 5,813,337件 (2021年1月～6月、 誹謗中傷以外の削除件数 も含む)
3-③ 主体的な削除件数 (AIを用いた自動検知機能の活用等)	【日本】 特定の1ヶ月間の件数 ■知恵袋 約2万6千件 ■Yahoo!ニュース 約3万件 ※上記に加え、AIによる投稿削除数:約14万9千件 ■フィナンス掲示板 約1万7千件	【日本】 3-② (ii)と回答のための割愛 【グローバル】 ■YouTube 37万本以上の動画と12億件以上のコメントを削除 (2021年10月～12月)	【日本】 ■LINE VOOM:0件 ■LINEオープンチャット:0件 ■LINE LIVE:0件 ■LINE BLOG:0件 ■livedoor Blog:0件 ※主体的な削除以外の対応(非表示化やラベルの付与等)を行った件数は(ア)の欄に記載 ■LINE VOOM:約10万7千件 ■LINEオープンチャット:約180万件 ■LINE LIVE:約4万7千件 ■LINE BLOG:約1,700件 ■livedoor Blog:約1万7千件 (2021年1月～12月)	【グローバル】 ・いじめや嫌がらせ:920万件 (表示頻度0.14%～0.15%) ・ヘイトスピーチ:2,230万件 (表示頻度0.03%) ■Instagram ・いじめや嫌がらせ:780万件 (表示頻度0.05%～0.06%) ・ヘイトスピーチ:600万件 (表示頻度0.02%) (2021年第3四半期)	【日本】 回答なし 【グローバル】 ・攻撃的な行為を自動検知し検出するものの技術的に集めたツールの活用で、いじめや嫌がらせの検出は、プラットフォームに接続される攻撃的なコンテンツ(66万6千以上)は、スキャラチームによる目視確認が必要としてシステムに検出 ・なお、2021年1月1日～6月30日にTwitterルールに違反した470万のツイートを削除。
3-② (ii) 誹謗中傷等に関する申告や削除要請に対して削除以外の対応を行った件数(非表示化やラベルの付与等)	【日本】 2021年10月19日～12月18日 ■Yahoo!ニュース コメント欄が非表示となった記事数:計21件 1日あたり平均3.5件	【日本】 ■Google マップ 約120万件のレビューが公開前に機械学習によってブロック (2021年1月～10月)	【日本】 2021年1月～12月 ■LINE VOOM:2件 ■LINEオープンチャット:0件 ■LINE LIVE:0件 ■LINE BLOG:9件※ ■livedoor Blog:1,364件※ ※記事内容のうち問題のある記載の削除など	【日本】 回答なし 【グローバル】 回答なし	【日本】 回答なし 【グローバル】 「何らかの強制対応が行われたアカウント数」:4,828,559件 凍結されたアカウント数:1,240,148件 (2021年1月～6月)

出典：本研究会第37回会合 資料1 「プラットフォームサービスに係る違法・有害情報（誹謗中傷、偽情報）への対策に関する主な論点

(案) 」より抜粋

2. モニタリング結果

プラットフォーム事業者の誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウントビリティ確保状況は、前回ヒアリングの状況から一部進展がみられるものの、一部項目において、依然、透明性・アカウントビリティの確保が十分とは言えない状況であった。

ヤフー及び LINE は、我が国における誹謗中傷への対応について、具体的な取組や定量的な数値を公表しており、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策が進められている。特に、ヤフーでは透明性レポートが新たに公表された。

Google は、我が国における定量的な削除件数等が一部新たに示されており、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策に進展が見られた。

また、Meta は、我が国における定量的な削除件数等が事後的に一部示され、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策に一定の進展が見られた。Twitter は、我が国における定量的な削除件数等を事後的にポリシー別に詳細に示し、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策に進展が見られた。

一方で、我が国における誹謗中傷等の投稿の削除やアカウント停止などの対応について、具体的には、我が国における誹謗中傷対策に十分なリソースが投入されているかという点や削除要請等に対する審査のプロセス、発信者情報開示請求に関する対応状況、サービス上の取組に関する効果分析、透明性レポートの公表状況等について、Google、Meta、Twitter による透明性・アカウントビリティの確保状況には、事業者ごとの状況には差異があるものの、不十分な点があり、誹謗中傷等違法・有害情報への対応のために、我が国において十分なリソースが投入され、文化的、社会的、政治的背景を踏まえた措置が行われているか、十分に明らかではなかった。

その他、各社の回答において、回答対象とするサービスや回答に用いる指標、期間等には、差異が見られた。

プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果（誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウントビリティ確保状況に対する評価の概要）

- プラットフォーム事業者の誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウントビリティ確保状況は、前回ヒアリング状況から一部進展が見られるものの、一部項目において、依然、透明性・アカウントビリティの確保が十分とは言えない状況。
- ヤフー及びLINEは、我が国における誹謗中傷への対応について、具体的な取組や定量的な数値を公表しており、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策が進められている。ヤフーでは透明性レポートが新たに公表された。
- Googleは、我が国における定量的な削除件数等を一部新たに示し、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策に進展が見られる。一方、対応のための部署に関する情報や発信者情報開示に関する情報は明らかではない。
- Metaは、我が国における定量的な削除件数等を事後的に一部示し、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策に一定の進展が見られる。一方、対応のための部署に関する情報や発信者情報開示に関する情報は明らかではない。
- Twitterは、我が国における定量的なポリシー別の削除件数等を事後的に一部示し、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策に一定の進展が見られる。一方、対応のための部署に関する情報や発信者情報開示に関する情報は明らかではない。

主な項目の評価	ヤフー	Google	LINE	Meta	Twitter
誹謗中傷等に関するポリシー（1―③(ii)(iii)関係）	◎	◎	◎	◎	◎
一般ユーザからの申告や削除要請に対応する部署・チームや日本国内の拠点・責任者（2―①③④関係）	◎	×	◎	×	×
削除等への苦情等に対する苦情受付態勢及び苦情処理のプロセス、件数（2―⑥⑦関係）	○	△	○	△	△
日本における削除要請件数や削除件数（3―①②③関係）	◎	○↑	◎	×〔○↑〕	×〔○↑〕
発信者情報開示の件数（4―①②関係）	◎	×	◎	×	×
取組の効果分析（5―②関係）	○	△	△	△	△
透明性レポートの公開（5―①関係）	◎↑	○	◎	△	○

※2022年3月7日時点の評価 ↑：昨年から進展 （ ）：事後提出情報を含む評価
 ◎：十分かつ詳細な記載があった ○：概ね記載があった △：一部記載があった ×：記載がなかった

出典：「プラットフォームサービスに関する研究会第二次とりまとめ」より抜粋

**プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割
（監視、削除請求権、削除要請等）及びその他
に関するアンケート調査及び関係者からのヒアリング結果等の概要**

1. 個別の違法・有害情報に関する行政庁からの削除要請

法務省が相談等を通じて調査救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、引き続き高水準で推移している。法務省は、インターネット上の人権侵害情報について、法務省の人権擁護機関による削除要請件数と削除対応率のサイト別の数値を公表しており、2020 年 1 月～2022 年 12 月の期間内に、人権侵犯事件として処理されたのは 5,105 件であり、そのうち、法務局において、当該情報の違法性を判断した上で、実際に削除要請を実施した件数の合計は 1,376 件、削除対応率は 69.26%であった。さらに、投稿の類型別（私事性的画像情報、プライバシー侵害、名誉毀損、識別情報の摘示）の削除要請件数及び削除対応率についても公表した。

警察庁が運営を委託しているインターネットホットラインセンター（以下「IHC」という。）においては、令和 3 年度における違法情報の削除要請が 2,206 件であった。また、削除要請が行われたうち、削除件数は 1,846 件、削除率は 83.7%となっている。

法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率

【インターネット上の人権侵害情報】法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率（サイト別）

番号	サイト名	(種別)	要請件数 ○+△+× =□(件)	削除合計 ○+△ (件)		削除せず × (件)	全部削除率 ○/□ (率)	削除対応率 (○+△)/□ (率)
				全部削除 ○ (件)	一部削除 △ (件)			
1	2ちゃんねるブックマーク	掲示板のコピーサイト	20	20	20	0	100.00%	100.00%
2	爆サイ.com	掲示板	187	186	182	4	97.33%	99.47%
3	FC2	ブログ	26	25	24	1	92.31%	96.15%
4	2ch勢いランキング	掲示板のコピーサイト	17	16	16	0	94.12%	94.12%
5	Amebaブログ	ブログ	16	15	15	0	93.75%	93.75%
6	ログ連	掲示板のコピーサイト	12	11	11	0	91.67%	91.67%
7	ライブドアブログ	ブログ	27	24	22	2	81.48%	88.89%
8	YouTube	画像・動画の共有サイト	110	84	83	1	75.45%	76.36%
9	Imgur	画像・動画の共有サイト	16	12	12	0	75.00%	75.00%
10	Facebook	SNS	13	9	8	1	61.54%	69.23%
11	ホストラブ	掲示板	12	8	6	2	50.00%	66.67%
12	2ちゃんねる(2ch.sc)	掲示板	85	56	44	12	51.76%	65.88%
13	Instagram	SNS	11	7	7	0	63.64%	63.64%
14	Yahoo!知恵袋	Q&Aサイト	22	13	9	4	40.91%	59.09%
15	5ちゃんねる	掲示板	99	50	44	6	44.44%	50.51%
16	みみずん検索	掲示板のコピーサイト	10	3	3	0	30.00%	30.00%
17	Twitter	SNS	143	36	31	5	21.68%	25.17%
18	2ch2.net	掲示板	12	2	2	0	16.67%	16.67%
	その他		538	376	354	22	65.80%	69.89%
	全体		1376	953	893	60	64.90%	69.26%

※ 件数は、個別のプロバイダ等に対する削除要請の件数であり、個別の投稿の件数ではない。通例は、同一の被害者について、特定のサイト等に複数の人権侵害性のある投稿がなされ、そのような複数の投稿について、まとめてプロバイダ等に削除要請を行うところ、このようなプロバイダ等1社に対する要請1回を1件としてカウントしたもの。このうち、全部が削除された場合を「全部削除」、一部が削除されたものを「一部削除」とし、その合計を要請件数で除した数値を削除対応率として示した。

※ 削除には、被害者や地方公共団体による削除依頼に基づく削除のほか、投稿者による自主的な削除もある。

※ 法務省の人権擁護機関による削除要請と削除との条件関係は、厳密に特定できるものではない。

※ 対象期間は、令和2年1月～令和4年12月。対象期間中に処理を終えた要請件数が10件以上のサイト名を掲げた（閉鎖が確認された破産者情報サイトを除く。）。

【インターネット上の人権侵害情報】法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率（類型別）

〔類型別全体〕

番号	類型	要請件数 ○+△+× =□(件)	削除合計 ○+△ (件)		削除せず × (件)	全部削除率 ○/□ (率)	削除対応率 (○+△)/□ (率)
			全部削除 ○ (件)	一部削除 △ (件)			
1	私事性的画像記録	134	111	104	7	77.61%	82.84%
2	プライバシー侵害	586	408	379	29	64.68%	69.62%
3	名誉毀損	171	120	109	11	63.74%	70.18%
4	その他	27	19	17	2	62.96%	70.37%
	小計	918	658	609	49	66.34%	71.68%
5	識別情報の摘示	458	295	284	11	62.01%	64.41%
	全体	1376	953	893	60	64.90%	69.26%

〔各サイトの類型別削除件数〕

番号	サイト名	(種別)	私事性的画像記録			プライバシー侵害			名誉毀損			その他			識別情報の摘示			総計
			○	△	×	○	△	×	○	△	×	○	△	×	○	△	×	
1	2ちゃんねるブックマーク	掲示板のコピーサイト	1	0	0	12	0	0	4	0	0	0	0	0	3	0	0	20
2	爆サイ.com	掲示板	0	0	0	52	2	0	43	2	1	0	0	0	87	0	0	187
3	FC2	ブログ	11	0	0	6	0	1	4	1	0	0	0	0	3	0	0	26
4	2ch勢いランキング	掲示板のコピーサイト	0	0	0	11	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	17
5	Amebaブログ	ブログ	0	0	0	3	0	0	3	0	0	2	0	0	7	0	1	16
6	ログ連	掲示板のコピーサイト	0	0	0	7	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0	0	12
7	ライブドアブログ	ブログ	3	0	0	10	2	0	4	0	1	0	0	0	5	0	2	27
8	YouTube	画像・動画の共有サイト	0	0	0	5	1	3	1	0	5	1	0	0	76	0	18	110
9	Imgur	画像・動画の共有サイト	4	0	0	5	0	2	0	0	0	3	0	1	0	0	1	16
10	Facebook	SNS	0	0	0	5	1	3	1	0	1	0	0	0	2	0	0	13
11	ホストラブ	掲示板	0	0	0	4	1	3	1	1	1	0	0	0	1	0	0	12
12	2ちゃんねる(2ch.sc)	掲示板	1	0	0	28	7	10	5	1	5	0	0	0	10	4	14	85
13	Instagram	SNS	0	0	0	3	0	3	2	0	1	0	0	0	2	0	0	11
14	Yahoo!知恵袋	Q&Aサイト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	8	3	9	22
15	5ちゃんねる	掲示板	0	0	1	12	3	29	2	1	9	2	0	1	28	2	9	99
16	みみずん検索	掲示板のコピーサイト	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	6	10
17	Twitter	SNS	5	0	0	15	2	22	7	2	8	1	1	1	3	0	76	143
18	2ch2.net	掲示板	0	0	0	1	0	8	0	0	2	0	0	0	1	0	0	12
	その他		79	7	22	198	10	93	26	3	15	7	0	5	44	2	27	538
	全体		104	7	23	379	29	178	109	11	51	17	2	8	284	11	163	1376

出典：本ワーキンググループ（第7回）資料1「インターネット上の人権
 侵犯事件の処理について」

インターネットホットラインセンターにおける違法情報の削除要請

● 処理結果

1. 違法情報と判断した通報の処理結果

違法情報と判断した 41,944 件の通報のうち、国内案件は 3,881 件で、3,795 件（通報前に削除された 86 件を除く。）を警察に通報し、2,206 件（削除依頼を行う前に削除されたもの等を除く。）について、プロバイダ等に対して削除を依頼しました。削除依頼を行った結果、1,846 件（83.7%）※が削除に至りました。

	警察への 通報前削除	警察へ 通報	削除依頼	削除完了
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	46 件	3,121 件	1,827 件	1,500 件
児童ポルノ公然陳列	6 件	236 件	110 件	106 件
売春目的等の誘引	0 件	15 件	7 件	4 件
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	0 件	0 件	0 件	0 件
薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、 公然、あおり、又は唆す行為	0 件	20 件	6 件	5 件
規制薬物の広告	21 件	386 件	242 件	224 件
指定薬物の広告	0 件	4 件	3 件	2 件
指定薬物等である疑いがある物品の広告	0 件	1 件	1 件	1 件
危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告	0 件	1 件	1 件	0 件
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	0 件	5 件	4 件	1 件
携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	0 件	2 件	1 件	1 件
識別符号の入力を不正に要求する行為	8 件	4 件	4 件	2 件
不正アクセス行為を助長する行為	5 件	0 件	0 件	0 件
合計	86 件	3,795 件	2,206 件	1,846 件

※ 削除依頼より 5 営業日後に確認した際の件数です。令和 4 年 5 月末時点では、1,970 件（89.3%）が削除に至りました。

2. 自殺誘引等情報と判断した通報の処理結果

自殺誘引等情報と判断した 2,611 件の通報のうち、2,199 件（対応依頼を行う前に削除されたものを除く。）について、プロバイダ等に対して対応を依頼しました。対応依頼を行った結果、942 件（42.8%）が削除に至りました。

※（）内は、サイバーパトロール（警察庁委託事業）からの通報分を示したもの

分析	自殺誘引等情報	対応依頼	削除完了
件数	2,611 件 (2,287 件)	2,199 件 (2,087 件)	942 件 (882 件)

※ 削除依頼より 14 営業日後に確認した際の件数です。令和 4 年 5 月末時点では、1,112 件（50.6%）が削除に至りました。

出典：本ワーキンググループ（第 1 回）資料 3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

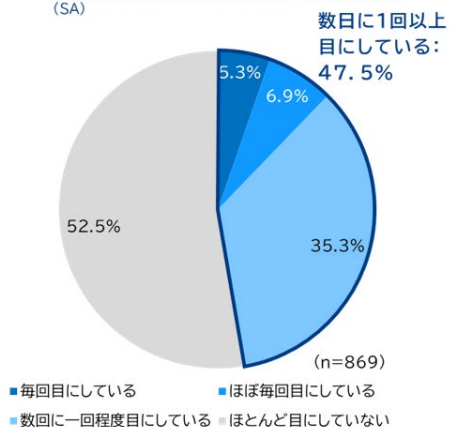
2. 違法情報の流通の監視

繰り返し不適切な投稿を行うアカウントに関し、特定の者から繰り返し多数の誹謗中傷を受けて傷つく方が多いという声（音事協、音制連、Jリーグ）や過去に違反と認定された同一の投稿の場合には投稿の時点で制限するべきという声（音制連）、アンケート調査結果において、「特定の人物に粘着する目的のアカウント」による誹謗中傷等が行われていることを半数近い（47.5%）ユーザが数回に1回以上目撃していた。また、違法・有害情報に関する投稿を「されたことがある」という人のうち、3割以上の人は「特定の人から繰り返し不適切な投稿をしてきた」と回答している。

繰り返し不適切な投稿を行うアカウント

粘着を目的とした投稿の目撃頻度 ※他人を傷つけるような投稿(誹謗中傷)

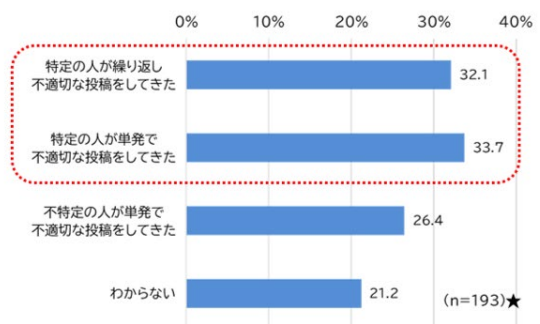
Q 特定の人物に粘着する目的のアカウントなどが複数回にわたって繰り返し投稿をしているのを見たことがありますか。(SA)



不適切な投稿を繰り返しされた経験

調査群①

Q 不適切な投稿をしてくる相手は特定の人でしたか。また、特定の人から繰り返し不適切な投稿をされることはありましたか。(MA)



★違法・有害情報に関する投稿を「されたことがある」という人が本設問の対象となっている（全回答者の9.7%に相当）

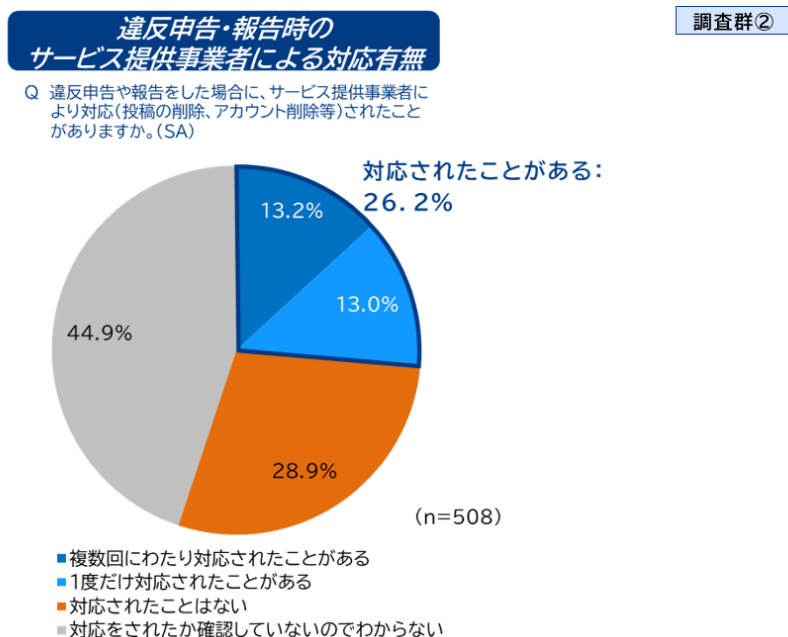
出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

3. 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化

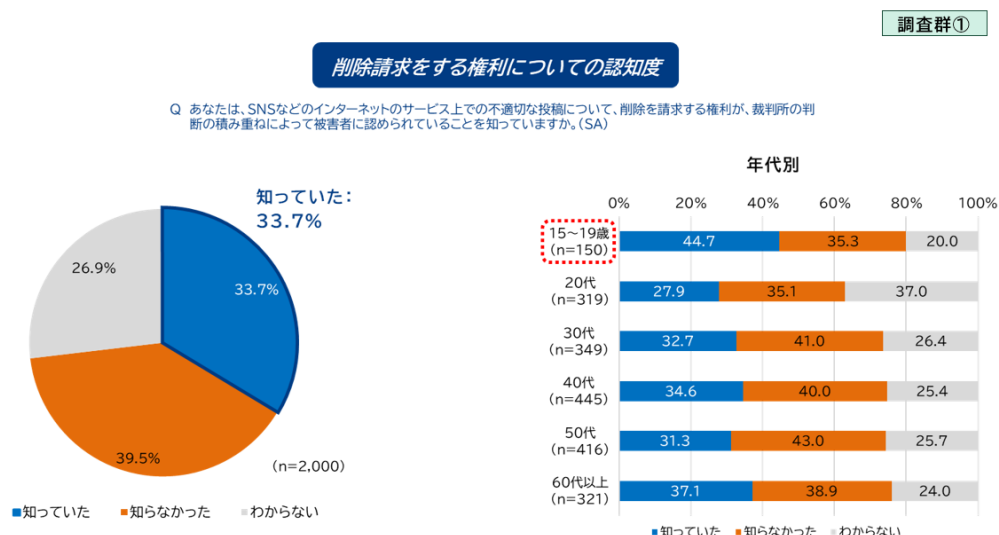
アンケート調査結果において、違反申告や報告に対して、サービス提供者事業者に対応されたことがあると回答したのは26.2%だった。また、判例上、人格権に基づく削除請求が認められているものの、アンケート調査

によると、削除請求権があることを知っていた人は 3 割程度（33.7%）であった。

違反申告・報告時のサービス提供事業者の対応の有無



削除請求権の認知度



出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

4. 権利侵害性の有無の判断の困難性の支援

一般社団法人セーフインターネット協会（以下「SIA」という。）が運営する誹謗中傷ホットラインについては、2022年1月1日から12月31日までの受領件数が2,152件（1,382名）であった。また、各社の利用規約に基づいた削除等の対応を促す通知を行った861URLのうち、削除が行われたのは573URL、削除率は67%であった。なお、SNSにおける削除率は60%未満であった。

民間団体による削除要請



連絡件数

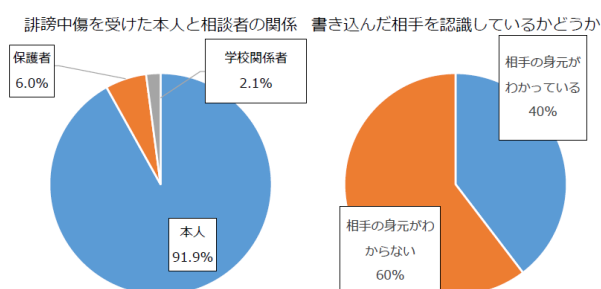
誹謗中傷ホットラインが2022年1月1日～12月31日までの間に受理した連絡件数は**2,152件**。前年（2,711件）から減少傾向。

◆ 件数
2,152件

◆ 人数
1,382名

◆ 属性

本人	1,978件（1,270名）
保護者	129件（76名）
学校関係者	45件（36名）



通知結果

各社の利用規約に基づいた削除等の対応を促す通知を行った結果、削除が行われたのは**573URL**、削除率は**67%**。前年の74%から7p減少。減少の理由は「匿名掲示板2」「地域掲示板」の削除率の低下による。なお「SNS」の削除率は本年も60%未満に留まる。

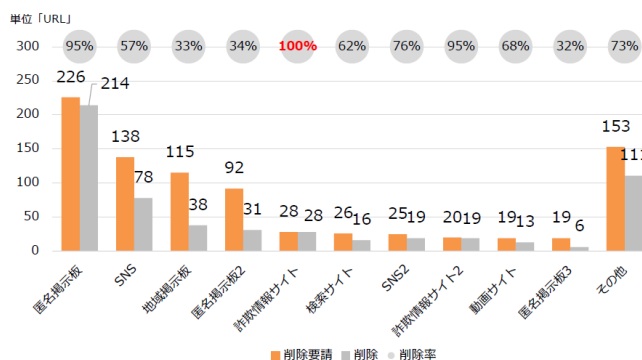
◆ 該当数
556件

◆ 通知数
861URL

◆ 削除確認
573URL

◆ 削除率
67%

「該当」案件1件につき複数の通知を行う場合があるため、「該当数」と「通知数」は異なる

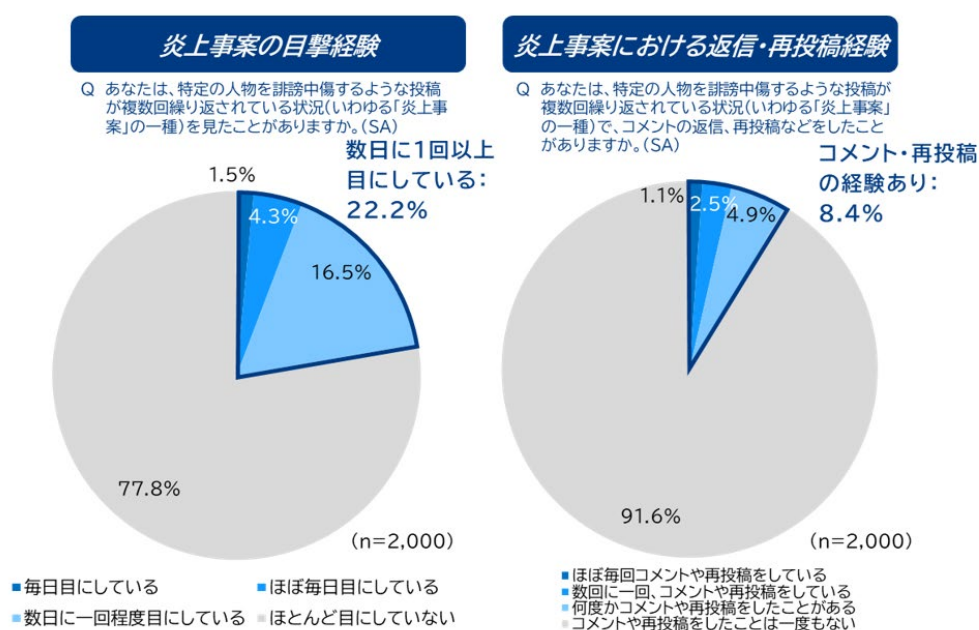


出典：本ワーキンググループ（第3回）資料5「誹謗中傷対策（一般社団法人セーフアーインターネット協会）」

5. その他炎上事案への対応

アンケート調査結果によると、2割以上の人が数日に1回以上の頻度で、特定の人物を誹謗中傷するような投稿が複数回繰り返されている状況（いわゆる「炎上事案」）を目撃している。

炎上事案の目撃状況



出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

No.	検討アジェンダ	第 2 回及び第 3 回WGでのご発表者によるご意見	構成員からのご意見
1	1. プラットフォーム事業者の責務 プラットフォームサービスは、匿名で気軽に書き込みを行うことができる仕組みや、誰もが容易に情報を拡散し得る仕組みを有してお プラットフォームサービスは、匿名で気軽に書き込みを行うことができる仕組みや、誰もが容易に情報を拡散し得る仕組みを有して る仕組みなどがある。こうした仕組みを背景に、ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合には、被害が即 時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、プラットフォームサービスがインターネット上の違法・有害情報の流通の主要な舞台の一つ となっていると考えられるが、どうか。		・掲示板やまとめサイト等にも同様の課題があるため、プラットフォームサービスに限定せずに検討させていただきたい（UUUM） ・既に指摘があったように、「プラットフォームサービス」を検討の中心に据えながらも、それ以外の掲示板やまとめサイト等に関しても、 念頭に置く責務の度合いやハードロー・ソフトローの区分を考慮しつつ、検討の視野に入れることが望ましいのではないかと。（生員構 成員） ・実効性を考えるならば個々人による情報発信の中心的場であるプラットフォームを中心に検討することが効果的である。（上沼主 査代理） ・まとめサイト等で拡散被害を受ける側面があり、まとめサイト等はもちろんレンタルサーバー会社を利用している。レンタルサーバの利用 においては本人確認が厳格にされないことから、加害者に辿り着けない例があり、一定の規制が必要と考える。（清水構成員）
2	こうした点に加え、ユーザーが投稿するコンテンツを流通させることを通じて収益を上げるといいうプラットフォーム事業者の収益構造、プ ラットフォーム事業者が自らのサービス上の違法・有害情報の流通に最も実効的に関与し得る点を踏まえれば、プラットフォーム事業 者には、表現の自由を確保しつつ、違法・有害情報の流通に対応し、自らのプラットフォームサービス上の情報流通の適正化を図る 責務があると考えられるが、どうか。	・一般論としてはプラットフォーム事業者側に対する規制強化を希望する（吉制運） ・プラットフォーム事業者は、その社会的責任として、誹謗中傷等に対し積極的な役割を果たすべきである（LINE） ・削除されるべき問題投稿の多が一一部の海外事業者のサービスに残存している事実からすると、仮に何からの新制度を設けると した場合は、確実に執行ベースで当該海外事業者が有効に動く仕掛けにすることが必要（SIA）	・本WGの観念でこれまで議論されてきたように、もし、特に海外を拠点として日本市場でプラットフォームサービスを提供する民間事 業者が、日本法の下での法的義務を果たしていないという状況があるすれば、その事実を確認した上で、当該義務が果たされるよ うに、法的措置を含む諸対策について、速やかな検討が求められる。（山口構成員） ・ただ、ここについて「情報流通の適正化を図る責務」について、特に憲法上の表現の自由との関係で、情報の内容にかかわる場合に は、何が適正かは曖昧さがあると言える。（山口構成員） ・そこで、今後の対策の在り方として、法的措置の可能性を検討する際には、その対象・範囲をできる限り明確化する必要がある。 （山口構成員） ・その対象・範囲の明確化にあたっては、本WGの名称に掲げられている、「違法・情報に関する責務と、「有害」情報に関する責 務との間には、少なからぬ差異があることに、注意を要する。（山口構成員） ・とりわけ、日本法の下で明らかに「違法」な情報については、その対策の現状に関する事実の確認を、早急に行う必要がある。 （山口構成員） ・その上で、まずは、日本法の下で明らかに「違法」な情報への対策に関して、ここについて「適正化を図る責務」が何を意味するかにつ いて、以下の 2. から 4.までのそれぞれの事項ごとに、及び、これらを全体的に見渡す視野をもって、議論を詰めておくことが求め られる。（山口構成員）
3	また、プラットフォーム事業者がこのような責務を果たすための環境整備として、以下の 2. から 4.までに記載された事項が検討項目 として考えられるが、どうか。	・被害者救済の観点、発信者の表現の自由の観点、プラットフォーム事業者のリリース、経済的負担の観点等を踏まえて、全ての 違法・有害情報というのを一くりに全て対処、対応することではなく、被害が即時に拡大しやすかったり、悪質なものである程 度のを絞って検討したりする必要がある（UUUM） ・プラットフォーム事業者における対応の透明性が必要である（リリーク） ・透明性・アカウンタビリティの確保という方向性には賛成（ヤフー・Google） ・いかなる内容が国による過剰介入であるのかを明確化した上で、その防止を担保する枠組が必要である（ヤフー） ・有害コンテンツや誹謗中傷の定義が明確でなければ、どのようなデータを開示すればいいのかわからない（Google） ・データの種類のによっては収集が難しい、あるいはそのような特定のデータを要求してしまつたために、逆に事業者が事を急いで、よく 考えずに削除に走ってしまうこともある（Google） ・透明性の詳細な実現方法は事業者に任せられるべきである（Google） ・透明性の確保に際しては、プロセスではなく、表示頻度のような成果に注力すべきである（Meta） ・透明性はアカウンタビリティの確保の第一歩であるが、絶対善と捉えられればならない（Meta） ・透明性や説明責任を確保する上では、協力して自分たちでリジェネーションを見つけれらるということを見つけていくことが重要であり、 できる限り協力する（Twitter） ・本来、透明性レポートというものは、ユーザーや社会に対して、自らのサービスで生じていることや自らの施策について説明し、安心 して利用して もらうために公開するものである。不足している指摘があれば、真摯に受け止めて改善していくことが自然（SIA） ・先行している企業らのそれを参考にして推進する工夫はあってもよい。項目については先行事業者の意見を十分にヒアリングするこ とが有用（SIA） ・業界団体の提供する枠組みなどによりプラットフォーム事業者が自主的な取組を実施している場合には、それらの取組を尊重して いただきたい（SMAJ）	・被害者を含む個人とプラットフォーム、海外事業者と国内事業者などの利害が必ずしも一致しないことや、事業やユーザー体験、 サービス形態などにも求めることに違つがあるように感じる。バランスの取れたルール整備、ルールメイキングを慎重に進める必要があ ると感じます。（伊藤構成員） ・各プラットフォーム事業者は自らのPF上で流通する情報等を規約によってある程度コントロールすることができると。ユーザーによるプ ラットフォーム選択の観点も考えれば、当該事業者のコンテンツに対する方針（権利侵害情報、その他違法情報への対応、当該 事業者が考える有害情報、青少年有害情報の内容やその対応などを含む）や運営状況を明らかにすることは必要である（寧ろ、 ユーザーに選択のための情報を与えないのであれば、ユーザーによる選択についての責任は問うことはできなくなる）。（上沼主査 代理） ・特定の要件を満たすプラットフォーム事業者は対応すべきという部分について、特定の要件というのは慎重に決めるべきと思つてお ります。ユーザー数なのか、誹謗中傷などが考えられると思いますが、慎重に決めるべきだと考えられます。（伊藤構成員） ・消費者にとってわかりやすい運用方針を策定し、多くの人の目に映る形で公表すること。そしてその方針に基づく取り組み状況と、 自ら改善した点を示すことで、信頼と安心を育けるよう努めてほしい。（山根構成員）
5	また、個別のコテンツモデレーションに関する手続の適正性を確保するために、特定のプラットフォーム事業者に対して、コンテンツモ デレーションに関する申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等の一定の措 置を求めることについて、どう考えるか。		・窓口が分かりにくいことについては合理的理由がないので明確にすべきである。一方、様々な申立があり得ることや抜け穴深しの可 能性があることなどに鑑みると全ての判断に理由を開示する必要はないが、重大な利害関係があるような内容については適正手続 きの面からもある程度の説明を求められる仕組みは必要ではないかと思ふ（事実上意見発表の場が特定のプラットフォームに限定 されている現状において、アカウンティンなどは意見表明の場からの閉め出しを意味することになる）。（上沼主査代理） ・申請窓口の透明化は望まれる。コンテンツモデレーションの実施・不実施の判断理由についても、開示されることが望ましい。（山 根構成員）
6	さらに、違法・有害情報に対する効果的かつ継続的な取組を確保する観点から、違法・有害情報への対応に関する取組状況の 共有等の継続的な実施について、どう考えるか。また、こうした情報について、一般に公表すること、2－6において述べるような取 組状況の共有の場に限って報告することの違いについて、どう考えるか。		・政府や一部の関係者だけでなく、広く社会において社会インフラとしてのプラットフォームのコンテンツモデレーションについて議論を行う 前提となるファクトであるため、例外的に公表が困難な事項を除き、原則として一般に公表されることが望ましい。（生員構成員） ・上記のとおりユーザーの選択権の確保という点からは継続的な実施は必須であると考ええる。（上沼主査代理） ・継続的な実施を促すためにも必要な措置と考える（清水構成員）
7	2－1 透明性・アカウンタビリティの確保が求められる事業者 本来、なるべく多くのプラットフォーム事業者において、透明性・アカウンタビリティの確保が図られることが望ましいと考えられる。一方 で、透明性・アカウンタビリティの確保には事業者が少なからず経済的負担が生じることや、ユーザー数や投稿数が多く、利用する時間 が長いサービスにおいて、違法・有害情報の流通とそれに触れる機会が多いと考えられること等の諸点を踏まえて、まずは、違法・有 害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウンタビリティの確保を求めることについて、どう 考えるか。	・単一のサービスの規模のみに着目すると、リンクの貼付等により複数のサイトに拡散して流通するケースをとらえられないおそれがあ る。また、比較的小規模なサービスであっても、運営方針やモニタリングの程度によって違法・有害投稿の出現・流通リスクは高ま る。段階的であつても何らかの規律を設ける方向で検討すべき（ヤフー） ・単にユーザー数が多寡によって指定するのではなく、違法・有害情報の流通が多いサービス、かつ、透明性・アカウンタビリティの確 保に係る対応が十分に行われていないプラットフォーム事業者をまずは対象とすべきである（LINE） ・メッセージングサービスについては、通信の秘密の確保を保障するため、プラットフォーム事業者は、原則としてユーザー間のやり取り の内容を確認等することができない（暗号化している場合もある。）性質のサービスであり、除外されるべきである（LINE）	・交換されるメッセージ数が一定数を超えると問題発生が急激に高まるという状況を考慮するならば実効性の観点から、まずは大規 模サービスに対して取組を求めるべきと考える。（上沼主査代理） ・メッセージについては通信の秘密という観点もあるものの、プラットフォームに付随するメッセージにおいて多くの問題が発生している という事実を鑑みるならば、これを全て除外するという点には同意できない。（上沼主査代理） ・プラットフォームの規模について、SNSというのは、いわゆるネットワーク・エフェクトが発生しやすいような事業体になっていて、全ての サービス形態で当てはまるとは言えませんが、ユーザー数が増えたら、指数関数的にユーザー数、経済的な利益も増えるという特性が一 定はあると思います。中小のサービス全てを同じ規制で当てはめるとは現実的ではないと思つていて、国のスタートアップ政 策を鑑みて新しいサービスが生まれつづくるリスクも考慮し、規模などは慎重に配慮されるべきかと思つています。ただ、特定の事業 者を狙い撃ちするということも不公平感があることだと思いますので、事業者を含めて公平な基準などをつくるべきだと思います。（伊藤構 成員） ・まずは大規模なサービスからスタートするとしても、全体へ波及効果を目指してほしい。小規模事業者の不適切対応が見逃されな いように。（山根構成員）
8	2－2 運用方針及び運用結果の公表 運用方針及び運用結果を公表することについて、次の項目を検討する。		・フォーマットがバラバラだったり、事業者の取組内容がそれぞれ異なると、国やユーザーにとつても分かりづらくないと思ひますので、国や第 三者機関がガイドラインを作成するなども検討していただきつつ、事業者への過度な負担にならないとみなされる範囲でサービス形態 やビジネスモデルも考慮に入れつつ、一定の基準や必要な事項は最低限そろえた方が好ましいと考えています。（伊藤構成員）

No.		検討アジェンダ	第 2 回及び第 3 回WGでの発表者によるご意見	構成員からのご意見
9	(1) コンテンツモデレーションの運用方針（実施基準、実施の手続） プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて、どう考えるか。 また、公表する運用方針は、日本語で、明確かつ分かりやすい表現を用いることについて、どう考えるか。		・公表されるべき（音事協） ・アカウント停止を求めた場合に措置をするかしないか、実施基準が不明確（Jリーグ） ・削除対象になる事例集のようなものがあるかよいのではないか（Jリーグ） ・コンテンツモデレーションを実施する場合の理由の通知をしてほしい（理由がよく分からないまま、アカウントが停止されるケースもあるため）（Jリーグ） ・判断基準を公表することとすると、公表情報の悪用（判断基準に定義されていない違法・有害情報に関する投稿等）の懸念がある。なお、当社では、誹謗中傷に該当する可能性のある行為や、誹謗中傷に当たると判断した場合の措置等を定め、ユーザーに周知している。（LINE）	・当該事業者がどのようなポリシーで自らのプラットフォームを運用しているのかは上記ユーザーの選択という観点から必要であるし、また、かかるプラットフォームが意見表明の場についての景況状況となっていることを考えれば、異議申立の方法などを公表することも必要と考える。（上沼主査代理） ・ほとんどの事業者において日本語での運用方針の概要が記載されているが、極めて概括的でどのように運用されているのかの実態が分からない。他方で、詳しく書きすぎると、それに該当しない形での中傷等がされるおそれもあるため、ある程度詳しく書きつつ、それにとどまるものではないということを明示していただきたい。（清水構成員） ・アルゴリズムによる自動化がモデレーションにおいて重要な役割を果たしていることを前提に、モデレーションの手続き上、アルゴリズムがどの部分に介入しているか（例えば、アルゴリズムによるフラグ立てが行われているか。人間がまったく関与をしない手続があるのか等）を明確にすべきである。（水谷構成員） ・国際的な比較に基く評価・政策議論の基礎となるプラットフォームとすることをためにも、EUデジタルサービス法に規定される透明性レポートなど、諸外国の同様の取り組みとできる限り公表項目を合わせることが望ましい。運用結果の数値は日本のユーザーに関する投稿等に関するものであることが望ましい。（生員構成員） ・公表に伴う事業者の負担やそれによる実効性の観点もあるため、あまりに細かいものまでには不要だとは思いますが、ユーザーの選択のために必要な程度の開示はしてほしい。特に、日本のユーザーについてどのような対応がされているかは、日本のユーザーが自ら利用するプラットフォームをどう選択するかという観点から必要である（他の地域と同様に対応がされているか、他の地域より対応が否ざりでないか、などの点は、ユーザーは気にすると考える）。（上沼主査代理）
10	(2) コンテンツモデレーションの運用結果 上記（1）の運用方針に沿って、どのようにコンテンツモデレーションが運用されたかを公表することについて、どう考えるか。例えば、削除等のコンテンツモデレーションの実施に係る端緒の件数、端緒ごとに措置が実施された又は実施されなかった件数、根拠となるポリシーや法的根拠ごとに行われた措置件数、苦情申立ての件数やそれに対する対応結果ごとの件数、措置に要した時間の中央値等を公表することについて、どう考えるか。また、これらの数値は、日本のユーザーに関連する投稿等に関するものとするかについて、どう考えるか。		・公表されるべき（音事協） ・サービスの特性や措置の手段により数値の持つ意味が異なる。また、事業者のインセンティブに意図せざる影響が生じるおそれもある。したがって、どのデータを用いるかは事業者の自律的な選択に委ね、当該選択を含めた説明内容を総合的に評価していくべき（ヤフー） ・違反内容や削除手段（AIか人的か）により措置時間は異なり、中央値の含意が必ずしも明確でない。また、対応の迅速性にインセンティブが偏り、熟慮の回避・熟慮の回避・過剰削除につながるおそれがある（ヤフー）	・数値だけの公表だけでもユーザーとしては判断が難しいためその評価を公表することには賛成である。評価方法について第三者機関による評価は客観性や事業者間の比較の容易性などの点が期待できるが、費用や運営方法など検討を要する面もあるため、望ましいというレベルではないかと考える。自己評価であってもそのような評価となつた理由などを公表することで一定の客観性は保たれると期待する。（上沼主査代理） ・いずれにしても自分たちはじつかりやっているという方向での公表にしかならないと思われるが、自主的に公表させ、検証を受ける可能性はあることを意識させること自体を否定する理由はないと考える。（清水構成員） ・外部者による評価がなされるのは望ましいと思いますので、有識者などの外部者による評価委員会のようなものを設置しているのであればその旨を公表することが考えられと思います。（藤原構成員） ・判断の際、並びに自ら評価をする際に、第三者の助言・審査等の関与を受けることは望ましいと考える。（山根構成員）
11	2－3 プラットフォーム事業者による評価、運用方針の改善 プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。また、必要に応じて、プラットフォーム事業者が、自己評価結果に基づいて運用方針を改定することについて、どう考えるか。その際、自己評価には、ともしればいわゆるお手盛り評価となる可能性があり、評価の客観性や実効性を高める工夫を行うことが考えられるが、具体的にどのような工夫が考えられるか。プラットフォーム事業者によっては、コンテンツモデレーションの判断の際、助言・審査等一定の関与を行う機関を設けるなど、判断の客観性向上に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。		・ブラックボックスの中で処理されるのを防ぐために、独立した機関を設けて実効性のある評価をし、それを公表するべき（音事協） ・単なるデータの公表の有無にとどまらない評価の在り方について議論が必要である（ヤフー） ・評価については、マクロ要因の影響も大きく、因果関係の解明には限界がある。社会的な研究が必要（ヤフー） ・評価基準については、他のプラットフォーム事業者の数値と比較可能なものとするが適当であり、その時々違法・有害情報の流行、システムの利用者のユーザーによる通報等の閾値の変化、システムの検知精度など、様々な要素が影響することを踏まえつつ、実効性のある評価スキームの確立が必要である（LINE） ・自社の成績を自分たちでつづけるわけにはいかず、第三者に評価をしていただくなくてはならない（Meta）	・数値だけの公表だけでもユーザーとしては判断が難しいためその評価を公表することには賛成である。評価方法について第三者機関による評価は客観性や事業者間の比較の容易性などの点が期待できるが、費用や運営方法など検討を要する面もあるため、望ましいというレベルではないかと考える。自己評価であってもそのような評価となつた理由などを公表することで一定の客観性は保たれると期待する。（上沼主査代理） ・いずれにしても自分たちはじつかりやっているという方向での公表にしかならないと思われるが、自主的に公表させ、検証を受ける可能性はあることを意識させること自体を否定する理由はないと考える。（清水構成員） ・外部者による評価がなされるのは望ましいと思いますので、有識者などの外部者による評価委員会のようなものを設置しているのであればその旨を公表することが考えられと思います。（藤原構成員） ・判断の際、並びに自ら評価をする際に、第三者の助言・審査等の関与を受けることは望ましいと考える。（山根構成員）
12	このほか、自己評価の前提条件の把握のために、プラットフォーム事業者が、自らのサービス上に流通している違法・有害情報とそれによって生じている被害の実態についても、把握・公表することについて、どう考えるか。		・自らの事業についての実態の把握は、必要なものではないか？（上沼主査代理） ・把握・公表をすることができるのであれば、是非していただきたいが、実際上どこまでのことが把握できるのかには疑義がある。暗数があり得るものについて、公表された数字のみが一歩すすめるリスクはないか。（清水構成員） ・自社プラットフォーム上で生じている違法情報の流通による被害状況の把握に加えて、偽情報やヘイトスピーチ、選挙に対する介入工作などの有害情報に関しては、それらがどの程度のリスクを生じているのかを把握する必要がある。その際、特に重要であると思われるのは、自社プラットフォームのUI/UXをはじめとしたアーキテクチャ、パーソナライズ・フィルターをはじめとしたアルゴリズムが上記の被害状況やリスクにどの程度、関与しているのかについて、外部の研究者も参加して研究・把握することに努め、結果を公表することを検討すべきである。（水谷構成員）	・当該事業者がどのようなポリシーで自らのプラットフォームを運用しているのかは上記ユーザーの選択という観点から必要であるし、また、かかるプラットフォームが意見表明の場についての景況状況となっていることを考えれば、異議申立の方法などを公表することも必要と考える。（上沼主査代理） ・ほとんどの事業者において日本語での運用方針の概要が記載されているが、極めて概括的でどのように運用されているのかの実態が分からない。他方で、詳しく書きすぎると、それに該当しない形での中傷等がされるおそれもあるため、ある程度詳しく書きつつ、それにとどまるものではないということを明示していただきたい。（清水構成員） ・アルゴリズムによる自動化がモデレーションにおいて重要な役割を果たしていることを前提に、モデレーションの手続き上、アルゴリズムがどの部分に介入しているか（例えば、アルゴリズムによるフラグ立てが行われているか。人間がまったく関与をしない手続があるのか等）を明確にすべきである。（水谷構成員） ・国際的な比較に基く評価・政策議論の基礎となるプラットフォームとすることをためにも、EUデジタルサービス法に規定される透明性レポートなど、諸外国の同様の取り組みとできる限り公表項目を合わせることが望ましい。運用結果の数値は日本のユーザーに関する投稿等に関するものであることが望ましい。（生員構成員） ・公表に伴う事業者の負担やそれによる実効性の観点もあるため、あまりに細かいものまでには不要だとは思いますが、ユーザーの選択のために必要な程度の開示はしてほしい。特に、日本のユーザーについてどのような対応がされているかは、日本のユーザーが自ら利用するプラットフォームをどう選択するかという観点から必要である（他の地域と同様に対応がされているか、他の地域より対応が否ざりでないか、などの点は、ユーザーは気にすると考える）。（上沼主査代理）
13	2－4 その他透明性・アカウンタビリティの確保が求められる事項（運用体制等） コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無など、実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者が公表を求めていることについて、どう考えるか。また、これらの整備状況は、日本のユーザーに関連する投稿等に関するものとするかについて、どう考えるか。		・事業としての裁量に関わる部分までは公表は不要と思う。（上沼主査代理） ・かかる情報の公表がされることにより、日本におけるコンテンツモデレーションがどのくらいきんちん行われているかを検討することができするため、公表するべき。（清水構成員） ・これらについては、特に日本のユーザーに関連して対応している仕組み（ローカライゼーション）を公表すべきである。例えば、人間のモデレーター全体のうち、日本のユーザー対応をしている人員がどれくらいの規模なのかといった点である。（水谷構成員） ・運用体制の公表は（項目等は別途議論するとして）、体制整備の充実や向上に資すると思われるので望ましいのではない。（山根構成員）	・当該事業者がどのようなポリシーで自らのプラットフォームを運用しているのかは上記ユーザーの選択という観点から必要であるし、また、かかるプラットフォームが意見表明の場についての景況状況となっていることを考えれば、異議申立の方法などを公表することも必要と考える。（上沼主査代理） ・ほとんどの事業者において日本語での運用方針の概要が記載されているが、極めて概括的でどのように運用されているのかの実態が分からない。他方で、詳しく書きすぎると、それに該当しない形での中傷等がされるおそれもあるため、ある程度詳しく書きつつ、それにとどまるものではないということを明示していただきたい。（清水構成員） ・アルゴリズムによる自動化がモデレーションにおいて重要な役割を果たしていることを前提に、モデレーションの手続き上、アルゴリズムがどの部分に介入しているか（例えば、アルゴリズムによるフラグ立てが行われているか。人間がまったく関与をしない手続があるのか等）を明確にすべきである。（水谷構成員） ・国際的な比較に基く評価・政策議論の基礎となるプラットフォームとすることをためにも、EUデジタルサービス法に規定される透明性レポートなど、諸外国の同様の取り組みとできる限り公表項目を合わせることが望ましい。運用結果の数値は日本のユーザーに関する投稿等に関するものであることが望ましい。（生員構成員） ・公表に伴う事業者の負担やそれによる実効性の観点もあるため、あまりに細かいものまでには不要だとは思いますが、ユーザーの選択のために必要な程度の開示はしてほしい。特に、日本のユーザーについてどのような対応がされているかは、日本のユーザーが自ら利用するプラットフォームをどう選択するかという観点から必要である（他の地域と同様に対応がされているか、他の地域より対応が否ざりでないか、などの点は、ユーザーは気にすると考える）。（上沼主査代理）
14	また、プラットフォーム事業者によっては、AI等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの迅速化に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。		・グッドプラクティスの共有としては望ましい（コンテンツモデレーションの効果的な対応は、非競争領域でないのではないかと思うので）。（上沼主査代理） ・公表することは構わないと考えるが、義務づける必要はないと考える。（清水構成員） ・自動化に伴うエラーにより大規模な事故（例えば、明らかに通常時と比べて大量に削除やアカウント停止が発生するといった状況など）が発生した場合、その原因に対するアカウンタビリティは確保されるべきである。もつともこの場合、個別のユーザーに対するアカウンタビリティを確保すべきというよりも、より広く、利用者全体・社会全体に対するアカウンタビリティを確保すべきである。（水谷構成員）	・当該事業者がどのようなポリシーで自らのプラットフォームを運用しているのかは上記ユーザーの選択という観点から必要であるし、また、かかるプラットフォームが意見表明の場についての景況状況となっていることを考えれば、異議申立の方法などを公表することも必要と考える。（上沼主査代理） ・ほとんどの事業者において日本語での運用方針の概要が記載されているが、極めて概括的でどのように運用されているのかの実態が分からない。他方で、詳しく書きすぎると、それに該当しない形での中傷等がされるおそれもあるため、ある程度詳しく書きつつ、それにとどまるものではないということを明示していただきたい。（清水構成員） ・アルゴリズムによる自動化がモデレーションにおいて重要な役割を果たしていることを前提に、モデレーションの手続き上、アルゴリズムがどの部分に介入しているか（例えば、アルゴリズムによるフラグ立てが行われているか。人間がまったく関与をしない手続があるのか等）を明確にすべきである。（水谷構成員） ・国際的な比較に基く評価・政策議論の基礎となるプラットフォームとすることをためにも、EUデジタルサービス法に規定される透明性レポートなど、諸外国の同様の取り組みとできる限り公表項目を合わせることが望ましい。運用結果の数値は日本のユーザーに関する投稿等に関するものであることが望ましい。（生員構成員） ・公表に伴う事業者の負担やそれによる実効性の観点もあるため、あまりに細かいものまでには不要だとは思いますが、ユーザーの選択のために必要な程度の開示はしてほしい。特に、日本のユーザーについてどのような対応がされているかは、日本のユーザーが自ら利用するプラットフォームをどう選択するかという観点から必要である（他の地域と同様に対応がされているか、他の地域より対応が否ざりでないか、などの点は、ユーザーは気にすると考える）。（上沼主査代理）
15	さらに、プラットフォーム事業者は、例えば投稿時に再考・再検討を促す機能といった、アーキテクチャ上の工夫による違法・有害情報の被害低減に取り組んでいるところ、そうした取組状況について公表することについて、どう考えるか。		・グッドプラクティスの共有としては望ましい（コンテンツモデレーションの効果的な対応は、非競争領域でないのではないかと思うので）。（上沼主査代理） ・それによって投稿がどのくらい思いとどまられるのかといった情報があるのであれば、効果検証のためにも公表していただきたい。（清水構成員） ・単に、現在実装しているアーキテクチャの公表のみならず、それらがの程度、有効に機能しているのか（違法・有害情報の投稿などが有意に減少しているか等）、逆に新たなリスクは生じていないか（表現活動に対する萎縮が生じていないか等）といった実効的な内容によりアカウンタビリティが満たされることを目指すべきである。（水谷構成員）	・当該事業者がどのようなポリシーで自らのプラットフォームを運用しているのかは上記ユーザーの選択という観点から必要であるし、また、かかるプラットフォームが意見表明の場についての景況状況となっていることを考えれば、異議申立の方法などを公表することも必要と考える。（上沼主査代理） ・ほとんどの事業者において日本語での運用方針の概要が記載されているが、極めて概括的でどのように運用されているのかの実態が分からない。他方で、詳しく書きすぎると、それに該当しない形での中傷等がされるおそれもあるため、ある程度詳しく書きつつ、それにとどまるものではないということを明示していただきたい。（清水構成員） ・アルゴリズムによる自動化がモデレーションにおいて重要な役割を果たしていることを前提に、モデレーションの手続き上、アルゴリズムがどの部分に介入しているか（例えば、アルゴリズムによるフラグ立てが行われているか。人間がまったく関与をしない手続があるのか等）を明確にすべきである。（水谷構成員） ・国際的な比較に基く評価・政策議論の基礎となるプラットフォームとすることをためにも、EUデジタルサービス法に規定される透明性レポートなど、諸外国の同様の取り組みとできる限り公表項目を合わせることが望ましい。運用結果の数値は日本のユーザーに関する投稿等に関するものであることが望ましい。（生員構成員） ・公表に伴う事業者の負担やそれによる実効性の観点もあるため、あまりに細かいものまでには不要だとは思いますが、ユーザーの選択のために必要な程度の開示はしてほしい。特に、日本のユーザーについてどのような対応がされているかは、日本のユーザーが自ら利用するプラットフォームをどう選択するかという観点から必要である（他の地域と同様に対応がされているか、他の地域より対応が否ざりでないか、などの点は、ユーザーは気にすると考える）。（上沼主査代理）
16	その他、プラットフォーム事業者に、透明性・アカウンタビリティの確保が求められる事項はあるか。		・特定コンテンツの削除や可視性の低下に主眼を置くモデレーションに加え、それと表裏一体である特定コンテンツの可視性を上昇させる「リコメンデーション」や行動ターゲティング広告等に関しても、検討の視野に入れることが望ましい。（生員構成員）	・当該事業者がどのようなポリシーで自らのプラットフォームを運用しているのかは上記ユーザーの選択という観点から必要であるし、また、かかるプラットフォームが意見表明の場についての景況状況となっていることを考えれば、異議申立の方法などを公表することも必要と考える。（上沼主査代理） ・ほとんどの事業者において日本語での運用方針の概要が記載されているが、極めて概括的でどのように運用されているのかの実態が分からない。他方で、詳しく書きすぎると、それに該当しない形での中傷等がされるおそれもあるため、ある程度詳しく書きつつ、それにとどまるものではないということを明示していただきたい。（清水構成員） ・アルゴリズムによる自動化がモデレーションにおいて重要な役割を果たしていることを前提に、モデレーションの手続き上、アルゴリズムがどの部分に介入しているか（例えば、アルゴリズムによるフラグ立てが行われているか。人間がまったく関与をしない手続があるのか等）を明確にすべきである。（水谷構成員） ・国際的な比較に基く評価・政策議論の基礎となるプラットフォームとすることをためにも、EUデジタルサービス法に規定される透明性レポートなど、諸外国の同様の取り組みとできる限り公表項目を合わせることが望ましい。運用結果の数値は日本のユーザーに関する投稿等に関するものであることが望ましい。（生員構成員） ・公表に伴う事業者の負担やそれによる実効性の観点もあるため、あまりに細かいものまでには不要だとは思いますが、ユーザーの選択のために必要な程度の開示はしてほしい。特に、日本のユーザーについてどのような対応がされているかは、日本のユーザーが自ら利用するプラットフォームをどう選択するかという観点から必要である（他の地域と同様に対応がされているか、他の地域より対応が否ざりでないか、などの点は、ユーザーは気にすると考える）。（上沼主査代理）

No.	検討アジェンダ	第 2 回及び第 3 回WGでのご発表者によるご意見	構成員からのご意見
17	2－5 手続の適正性確保のために透明性・アカウンタビリティの確保が求められる事項	・ユーザーからの削除要求の数は非常に膨大であり、不完全な請求内容や、お互いに矛盾したりするクエリも存在する (Google)	・デジタルサービス法16条各項の規定を念頭に、申請窓口に求められる要件を整理することが望ましい。(生員構成員)
18	(1) コンテンツモデレーションの措置申請窓口 プラットフォーム事業者による適切な対応につなげるため、被害者等がプラットフォーム事業者のポリシーに基づくコンテンツモデレーションの申請や法的な削除請求 (以下「コンテンツモデレーションの申請等」という。) を行うにあたって、申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるような手続を整備することについて、どう考えるか。 例えば、コンテンツモデレーションの申請等の窓口の所在を分かりやすく公表することについて、どう考えるか。また、コンテンツモデレーションの申請等を受けた場合に、プラットフォーム事業者が当該申請等を行った者に申請等の受付に関する通知を行うことについて、どう考えるか。プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知を行ったときには、申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者が認識があったものとみなすことについて、どう考えるか。	・所属の芸能事務所が削除の手続を代行できるような法整備がなされると有り難い (音事協) ・窓口の自体が誹謗中傷の抑止力となるので、窓口の所在を分かりやすく公表していただきたい (音事協) ・被害者側が適切な申請を行える環境の整備が必要。具体的に、誰が見てもわかるように、申請窓口を一箇所にまとめること、及び、何を選択・記載すべきか、わかりやすいようにすることが望ましい (UUUM) ・文字数の制限やファイルの制限、形式の制限、データ容量の制限といった様々な制限等がなされているケースがあり、必要な事実を十分に説明できないことがある。このような形式上の課題を解決すべきである (UUUM) ・複数の権利侵害がなされている場合に、複眼的に判断される申請窓口を設ける等、被害者に寄り添った窓口設計がされることを望ましい (UUUM) ・申請等の受付に関する通知が行われる必要がある。コンテンツモデレーションが実施されなれたときに次の手が打ちやすくなる (UUUM) ・加害者側に被害者の情報が通知されてしまう等の恐怖感、危機感がある。そういったものを伝えていまいことがあれば、それをだにした二次的被害を生む恐れもあり、被害者側が申請を行うことを委縮又は断念せざるを得ないということにならないような配慮が必要 (UUUM) ・オープンかつ迅速に対応する窓口の設置を義務づけてもよいのではないかと (リリーグ) ・違法・有害情報を目撃した場合の通報と、権利侵害にあった被害者からの削除申請といった目的別に、複数のフォームを設けておくことも有効である (LINE) ・単に申請フォームから申請が行われ、それに対する返信を行ったことをもって、「プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知を行ったときには、申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者が認識があったものとみなすこと」は、実務的に困難と想定される (LINE)	・「被害者」の側からすると一刻も早くという気持ちにはなってしまうので、「放置されているわけではない」という安心感のためにも、目安等はあった方がお互いのためではないかと、とは思ふ。(上沼主査代理) ・最終的な判断までの期間はケースバイケースと思われるが、少なくとも審査開始までの時間くらいは明示していただきたい。(清水構成員)
19	また、プラットフォーム事業者が措置を実施するか否かの判断に必要な期間をあらかじめ明らかにすることについて、どう考えるか。	・標準処理期間の明示が行われる必要がある。コンテンツモデレーションが実施されなれたときに次の手が打ちやすくなる (UUUM)	・「被害者」の側からすると一刻も早くという気持ちにはなってしまうので、「放置されているわけではない」という安心感のためにも、目安等はあった方がお互いのためではないかと、とは思ふ。(上沼主査代理) ・最終的な判断までの期間はケースバイケースと思われるが、少なくとも審査開始までの時間くらいは明示していただきたい。(清水構成員)
20	(2) 個別のコンテンツモデレーションの実施又は不実施に関する理由 プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの申請等に対して措置を実施しなかった場合に、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。	・プラットフォーム事業者には削除について不可解な裁量がある (音制連) ・個々の事案におけるコンテンツモデレーションの実施や不実施の判断の理由が明らかでない、申請方法が悪かったのか、証拠が不十分だったのか等が分からず、動きづらいため、理由は絶対に明らかにされるべきである (音事協、音制連) ・違反申告には、①違反投稿の検知手段、②被害救済の申出という2つの機能があり、①については極力間口を広くする必要があるが、申告内容の粒度は様々であり、一律のフィードバックは困難である。また、必ずしもすべての申告者がフィードバックを求めているとは限らない (ヤフー) ・発信者に対して、コンテンツモデレーションを実施した事実及びその理由を説明することについては、サービス上の情報流通量が年々増加しているため実効的な対応を検討する必要がある、コンテンツモデレーションの考え方をあらかじめガイドラインの形で公表する対応と、個別の事案に応じて理由を説明等する対応とを組み合わせ対応することが望ましい (LINE)	・理由の通知は (フィードバックが不要と明示した申告以外)は 適切な申告やプラットフォームの判断への異議申し立ての前提となるため、行われることが望ましい。(生員構成員) ・個別の理由を全て説明することは事業者にとって過度の負担であると考ええる一方、プラットフォーム上での発言の可否は、利用者に重大な影響を与える点に鑑み、異議申立などの手続を設け、その中で一定の説明をするなどの仕組みがあれば望ましいのではないかと考える。(上沼主査代理) ・詳細な理由の表示をすることまでは困難としても、一定の理由明示は再申請の検討時にも必要であり、対応いただきたい。 ・少なくとも「権利侵害ではないと判断に至った」等の説明では不十分と考える。(清水構成員) ・申請ごとに事情が大きく異なること、大量の申請がなされる可能性があることを考慮すれば、個別に理由を伝えるのは事業者の負担が大きすぎて現実的ではないかもしれません。また、申請時に判明する情報の少なさを考えても、有意義な理由の伝達ができる可能性は低く、その意味では申請者にとっても意味のある結果にはならないのではないかと危惧します。(藤原構成員) ・申告者が置き去りにされないような配慮が必要。(山根構成員)
21	プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションを実施した場合に、発信者に対して、コンテンツモデレーションを実施した事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。とりわけ、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、コンテンツモデレーションの中でも特に将来の投稿を制限する点で影響が大きいと考えられるが、これらの措置の実施にあたって発信者に対する手続的保障について、どう考えるか。		・上記のとおり異議申立の手続きは必要と考える。(上沼主査代理) ・手続保障の観点から、少なくともどの投稿が、どの条項等に抵触したか程度は説明する必要がある。なお、詳細理由を説明することとで、再度同種の行為を巧妙に行うようになるリスクも高いことに留意する必要がある。(清水構成員) ・個々のユーザーに対する理由告知という点では、もっともダメージが大きいアカウント停止や再作成制限などの場合に、手続き保障を充実すべきである。(水谷構成員) ・間違った対応をすることもあり得る以上、異議や苦情申出の窓口を設けて、それに対応することは必要 (清水構成員)
22	(3) コンテンツモデレーションに関する苦情処理 コンテンツモデレーションの申請等が認められなかった被害者等や、コンテンツモデレーションが行われた投稿の発信者に対して、苦情申出の機会を設けるため、処理手続や窓口について開示するとともに、こうした苦情への誠実な対応をプラットフォーム事業者に求めることについて、どう考えるか。	・苦情処理を適切に行っていただきたい (リリーグ)	
23	その他、個別具体的な措置申請や措置に関する手続の適正性を確保する観点から、透明性・アカウンタビリティの確保が必要な事項として、何があるか。		・コンテンツモデレーションの実態を客観的に評価するため、デジタルサービス法40条の規定を参考に、政府や研究者によるプラットフォームデーターへのアクセス確保のあり方についても検討する余地があるのではないか。(生員構成員) ・継続的なモニタリング等はできた方がよいが、その実施主体をどうするかについては、上記運用評価に対する第三者機関と同様、資金や運用方法の問題があると考える。(上沼主査代理) ・情報共有の場は必要でよいが、現在の研究会やワーキンググループを永続的な組織にするのは難しいと推測するため、類似の構成員による組織を (現在のものとは別に、任務を限定して) 設置しても良いような気がします。(藤原構成員)
24	2－6 取組状況の共有等の継続的な実施 プラットフォームサービスに関する研究会では、これまで、個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本のユーザーに関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきたところ、こうした取組について、引き続き、産官学民が協力して、継続的に実施することについて、どう考えるか。	・産官学民での取組状況の共有の継続的な実施に大賛成である (音事協) ・違法・有害情報の被害低減への取組については、プラットフォーム事業者間の競争領域ではなく、協調領域である。よって、アーキテクチャ上の工夫などの取組状況については、ベストプラクティスとして情報共有することが適当である (SMAJ)	・世間の耳目を集めやすい芸能人に関して根も葉もないことを言っている人が大勢いる。プラットフォームにとっては広告収入を得る手段であるから、責任を取り、プラットフォーム事業者にはコンテンツモデレーションに関する透明性やアカウンタビリティの確保は当然のこととして、被害の防止や回復のための積極的な関与もしてもらいたい (音事協) ・日本の慣習や法律を踏まえたコンテンツモデレーションの実施を行っていただきたい (リリーグ) ・モデレーションを行うためには、セーフハーバー原則 (通知があった際に違法なコンテンツを削除していればプラットフォームが法的に保護されるというもの) と、よきサマリヤ人の保護 (コンテンツの削除に関してプラットフォームが法的に保護されるというもの) の2つが重要である (Google、Meta)
25	プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割 プラットフォームサービス上では、ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、現に、誹謗中傷等の被害が発生し続けている。こうした点を踏まえ、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者のより積極的な役割を検討する。具体的には、問題となる投稿の検知、削除の要請・請求、削除の実施といった各フェーズに際して、以下のとおり検討を行う。		
26	3－1 投稿のモニタリングのフェーズ (1) 権利侵害情報の流通の網羅的なモニタリング プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、校閲に近い行為をしていることとなり、表現の自由や校閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に着目し萎縮効果をたらす可能性があることについて、どう考えるか。	・校閲は、権力者が行ってきたものであるが、プラットフォーム事業者は権力者に近い。したがって、自主規制のようなことは望むべきでないかもしれないが、AI等により、もう少し事前のモニタリングはできると思う (音事協) ・違法もしくは不適切な文言をAI技術で自動検出して投稿前に警告を発するような仕組みができなかつと考える (リリーグ) ・プラットフォーム事業者側が継続モニタリングの対象としていることが、当該権利侵害情報を投稿する者に伝わった場合、別のアカウントを作成したり、手段を変えて投稿を行うことが想定され、権利侵害情報の流通の抑制効果が薄くなるものと考えられる (LINE)	・網羅的なモニタリングを法的に義務付けることは避けるべきと考える。同時に、(1)「網羅的な・網羅的ではないモニタリング」は具体的にどのようなものか、(2)プラットフォーム事業者が「自主的」にAI等を利用した広範なモニタリングを行うことへの政府や各ステークホルダーの関与のあり方については精査する余地があると考える。(生員構成員) ・一律網羅的なモニタリングを義務づけることは、表現の自由などの観点から賛成できない。(上沼主査代理) ・義務の書き方によって国がモニタリングの方針を決めることができ、まう可能性があり、校閲に類する効果が生じうることとを考えると、事前のモニタリングによるコンテンツモデレーションは法的義務に基づくものでなくあくまで事業者が必要に応じて任意に行う行為と整理すべきように思います。(藤原構成員)

No.	検討アジェンダ	第2回及び第3回WGでのご発表者によるご意見	構成員からのご意見
27	(2) 繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントのモニタリング インターネット上の権利侵害は、スポッ的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返している者によっておこなわれるケースも多いという指摘がある。権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対して法的に義務づけることは前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。その際、そうしたアカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法第3条が定める責任制限の要件に関して、プラットフォーム事業者が情報流通の認識があったとみなすことで、プラットフォーム事業者自身による適切な投稿の削除の促進に資すると考えられるか。その一方で、限定されたアカウントを対象とする場合であっても、プラットフォーム事業者に対し個別の権利侵害情報の流通をモニタリングすることを法的に義務づけた場合、表現の自由と萎縮効果をたらす可能性があることについて、対象となる発信者のプライバシーへの影響も踏まえつつ、どう考えるか。さらに、悪質な侵害者は次々にアカウントを作成することでモニタリングを逃れることが可能であり、また、モニタリングの対象とするアカウントの範囲を法律で明確に規定することも困難であることも踏まえて、どう考えるか。	・プロバイダ責任制限法第3条の侵害情報の認識があったとみなすことは、プラットフォーム事業者による適切な違法・有害情報の削除促進になる（音事協） ・大量投稿を繰り返す者については、プラットフォーム事業者側においても更なる対応が可能と考える。（音制連） ・投稿内容については、同一の投稿や類似の投稿が投稿の時点で制限されるべきである（音制連） ・通信ログや本人確認ツールなどを用いてアカウントの再作成（モニタリング逃れ）を防ぐことが可能である（音事協） ・アカウントの取得に対しては一定程度の制約を課していただきたい（音制連） ・違法・有害情報を継続的に投稿するような悪質な発信者に対しては、被害者がプラットフォーム事業者に対して直接是正措置を求めることができるような法律があればよい（音事協） ・繰り返し権利侵害を行う者に対しては、プラットフォーム事業者において、警告を送るか、本人確認情報を把握していただきたい（リীগ） ・繰り返し多数の権利侵害情報を投稿する投稿者であっても、「アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等」については、将来の投稿を制限する点においてその影響が非常に大きく、法令による義務付けについては慎重な検討を要する（LINE）	・問題発言を繰り返すユーザーを自らのPF内に留めることは事業者がリスクを負うことになるので、これをどう扱うかについて事業者自身に判断を委ねてもある程度合理的な対応が期待されると思われる（したがって、法的な義務付けまでは不要と考える）。（上沼主査代理） ・モニタリングを義務づけることまでは、（検閲ではないものの、それに近いものであるとして）難しいと思われる。（清水構成員） ・もっとも、繰り返し投稿する者は、個別に見ると権利侵害が非常に弱いものを繰り返し投稿しているケースも多いように感じられ、現在の裁判実務において必ずしも法的措置に馴染まないことも多い。そのため、たとえば、モニタリングをしているということ自体を通知する、という方法で発信者への自制を促すことも考えられるのではないか。（清水構成員）
28	その他、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結等を行うことは、将来の権利侵害の抑止に有効と考えられるか。このようなケースでは、同一人が複数のアカウントを用いて権利侵害情報の投稿を行う場合も考えられることから、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントの保有者が新たなアカウントを作成することや別のアカウントを用いた投稿をすることを制限する措置をとることは有効と考えられるか。一方で、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、将来の投稿を制限する点においてその影響が非常に大きく、繰り返しの多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応であっても、公法上義務付けることについては極めて慎重であるべきとも考えられるが、どうか。		・上記のとおり問題発言を繰り返すユーザーに対する対応は事業者自身に判断を委ねても、ある程度合理的な対応が期待されるのではないと思われる。一方、公法的にこれを義務づけることは表現の自由などの観点から賛成できない。（上沼主査代理） ・公法上の義務づけは難しいと思料するものの、自主的な取り組みとして、サーバーやプロコムにおける取り組みが参考になるのではないか。すなわち、アカウント登録時の電話番号の登録をすることは検討に値すると思われる。（清水構成員） ・要件を定めることが困難でし、その決め方によっては国が表現者を選別するような効果が生じうると思いますので、これもあくまで事業者が任意に行う行為と整理すべきように思います。（藤原構成員）
29	3－2 要請・請求のフェーズ (1) 削除請求権 人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者に求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うことが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資すると考えられるがどうか。一方で、判例法理を明文化するだけでは、現状とあまり変わらず、必ずしも被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資さない可能性もあることについて、どう考えるか。	・削除請求権は、明文化しないと世間に伝わらないため、明文化を望む。財産上の権利についても削除請求が認められるべきである（音事協） ・受け取った本人が不快を感じて訴え出たものについては削除される仕組みができていないかと思っている（リীগ） ・削除請求権は、抽象的・包括的な要件のまま実体権を定めても効果は薄い。裁判所の判断を類型化するなどにより、実体法上の要件を明確化して判断が容易になるよう制度設計する必要がある（ヤフー）	・事業者が対応しない場合事業者自身が責任を負うというこの裏返しとして削除義務を認めるということなら、賛成である。ただし、特定の権利・利益について差止（≒削除請求）が認められるかどうかは、当該権利・利益の内容や他の権利・利益の調整等で判断されてきていることに鑑みれば、そのような調整ができなくなるような形で削除請求権を明文化することについては慎重であるべきと考える（上沼主査代理） ・要件をどうするかについてはまだおき、プロバイダ責任制限法において定めれば、裁判手続で開示請求と削除請求を併せて行うことができる点で、依頼者の負担が減ることになるため、定めることに意味はある。（清水構成員） ・要件としては、判例法理を明確化するとしても各権利の内容により要件が異なることから、それを個別に定めることは現実的ではなく、権利・利益の侵害がある場合といった抽象的な要件を定めることが必要と思われる。（清水構成員） ・なお、人格権侵害については、その投稿が存在していることによって生じるもので、不法行為のように故意過失が要求されないことから、プラットフォームマーの認識の有無は要求されるべきではない。そのため、次の項目のように、営業権侵害等についての削除を認めるとしても、民法709条の成立を前提とするような定め方はされないべきではない。（清水構成員） ・換言すれば、故意過失を要求するような定め方、あるいは解説をすれば、現状よりも削除請求に関する救済が後退することになるため、そのような事態は避けられる必要がある。（清水構成員） ・判例法理を明文化することしかできず、さらに要件を詳細に決めていくのは難しいのではないかと推測しますので、純粹に法律的にはあまり意味がないかもしれませんが、具体的条文に基づく請求と整理することによって、特に外国事業者等において権利行使に対して無視しづらくなるという事実上の効果は期待できるかもしれません。（藤原構成員） ・削除請求権の明文化を検討するにあたり、特に憲法上の表現の自由にかかわる争点をめぐっては、人格権に関する最高裁判例の解釈にも、必ずしも明確でない部分が残されている。（山口構成員） ・本WGの検討において、表現の自由にかかわる事項については、とりわけ、日米の比較法的観点を踏まえておく必要がある。（山口構成員） ・今後、日本において、例えば、現行法の改正措置による削除請求権の明文化を検討する際には、表現の自由とのかかわる＜パランシング＞の基準をめぐって、現在の判例法理の下での対抗利益間の調整の難しさ、その改正法の実務に持ち込まれてさらに一層複雑化するという状況にならないように、多角的な検討が不可欠となる。（山口構成員）
30	また、営業権などの排他性を有しない財産上の権利を侵害する投稿も見受けられるとの指摘があり、こうした権利を侵害する情報について、削除を求める権利を創設することは有効と考えられるか。その一方で、こうした投稿の削除を求める権利が一般に認められるかについては、実務上あるいは学説上も明らかではなく、こうした権利の創設には慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考えるか。		・事業者が対応しない場合事業者自身が責任を負うというこの裏返しとして削除義務を認めるということなら、賛成である。ただし、特定の権利・利益について差止（≒削除請求）が認められるかどうかは、当該権利・利益の内容や他の権利・利益の調整等で判断されてきていることに鑑みれば、そのような調整ができなくなるような形で削除請求権を明文化することについては慎重であるべきと考える（上沼主査代理） ・3/28の会議において、人格権侵害以外の不法行為であっても削除を認める潮流となっているということであり、その観点からしても権利を創設することに支障はないと思料される。（清水構成員） ・営業権を射程に入れる場合、ソーシャルメディア上の投稿以外にも、GoogleMap上での飲食店に対する口コミ評価や、Amazonのレビューなどにも射程を広げなければ実効性を欠くように思われる。この点については、継続的に議論されることが望ましいと思われるが、本WGでの議論でそこまで対象範囲を拡大しうるのか、慎重を期す必要があるように思われる。（水谷構成員）
31	さらに、個々の投稿に違法性は無いものの全体として人格権を侵害している投稿群の事案（いわゆる「炎上事案」）があるところ、このような事案について、現行法では削除請求できるか必ずしも明らかではないため、炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。その一方で、削除できる投稿の範囲、個別には違法性がない投稿の削除の可否について、このような投稿を行った者の被害拡大への最大な影響を考慮しつつも表現の自由との関係を検討する必要があると考えられ、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考えるか。		・炎上案件は個々の表現自体は表現の自由の対象として守られるべきものもあり得るため、これに対して一律に削除請求を規定することには賛成できない。（上沼主査代理） ・投稿対象の特定性や、投稿数の急激な拡大など、表現の内容とは別の側面を考慮しての対応は可能かもしれないと思うが、それを義務づけるかどうかは疑問。（上沼主査代理） ・どちらかというと攻撃の対象者の側面から、自分を守るための仕組みの具備（ミュート・ブロック等）の充実を求める方が優先ではないか。（上沼主査代理） ・3/28の会議において示唆されたように、殺到する中傷等を放置したというプロバイダ側の不作為をもって、全体の削除を認めるということには賛成できない。（上沼主査代理） ・投稿対象の特定性や、投稿数の急激な拡大など、表現の内容とは別の側面を考慮しての対応は可能かもしれないと思うが、それを義務づけるかどうかは疑問。（上沼主査代理） ・どちらかというと攻撃の対象者の側面から、自分を守るための仕組みの具備（ミュート・ブロック等）の充実を求める方が優先ではないか。（上沼主査代理） ・3/28の会議において示唆されたように、殺到する中傷等を放置したというプロバイダ側の不作為をもって、全体の削除を認めるということには賛成できない。（上沼主査代理） ・個別の行為をまとめるとなると、共同不法行為の理論を用いるしかなく、違法性のない投稿をいかに扱うかという問題が生じることから、上記の構成の方が対応しやすいのではないかと思料する。（清水構成員） ・もっとも、ヤフコメや掲示板のスレッドなどであれば構成しやすいが、Twitterで個別に投稿がされているといったケースでの対応は難しいと思料され、そのようなものを含めてどのような対応ができるのか、法的構成が有り得るか、さらに検討が必要である。（清水構成員）

No.	検討アジェンダ	第 2 回及び第 3 回WGでのご発表者によるご意見	構成員からのご意見
32	プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断の支援 プラットフォーム事業者は、被害者から投稿の削除の請求を受けた際に、投稿内容の権利侵害性について一定の判断を行うことが求められるものの、プラットフォーム事業者は、特定の情報が発信されたことが権利侵害性があるかどうかを判断することに困難を伴うことが多いことについて、どう考えるか、これに関して、削除の判断の迅速化を図るため、例えば、プラットフォーム事業者において、削除請求や苦情があった場合は、外形的な判断基準を満たしているときは、いたずらや嫌がらせと判断できるものでない限り、可及的速やかに削除の処置を行うこととし、発信者に削除の対象になったことを通知し、発信者から異議の申立てなどを受け付けた場合には再表示する環境を整備することについて、どう考えるか。	・判例集や事例集等、削除請求を受けた際の判断に資する事例が整理されたものがあれば、プラットフォーム事業者による削除の判断がしやすくなるものと考えられる（LINE） ・プラットフォーム事業者は、各当事者に証拠の提出を求め、事実を認定し、プロセスに基づいて法律を適用する、裁判所のような権限を有していないため、多くの場合、その表現が真実であるかどうか、ひいては名誉毀損に該当するかどうか、分からない（Google）	・侵害された権利の内容にかかわらず、Notice & Takedownの仕組みを設けることについては賛成できない。（上沼主査代理） ・情報流通に関する事業に従事している事業者は、特に、利用規約の整備などで一定の裁量を与えられていることを考慮すれば、該当する情報の削除の可否について自らの責任で判断するのが原則ではないと考える。（上沼主査代理） ・上記は、事例集などによるガイドラインの充実を否定するものではない。（上沼主査代理） ・真実性の判断が難しいことは否定しないが、一定程度の確かさの確認をする余地はある。証拠等の提出がないのであれば侵害の判断ができないというのであれば仕方が無いが、そもそも証拠提出がし得ない場合もあり（海外SNS等）、そのような体制整備もせずに対応が困難であるという態度を取ることを許すべきではない。（清水構成員） ・他方で、ノーティスアンドイクダウンの手続きは、濫用のリスクが高い。発信者が面倒がって異議申立てはしないケースも考えられる。（清水構成員） ・削除請求に対して理由があることが明確でない場合の扱いについて原則と例外をどちらにするか（原則維持として理由があることが分かったときに削除するか、原則削除として理由がないことが分かったときに元に戻すか）の違いであり、どちらにもメリットデメリットがあると思いますが、あえてこれを逆にする必要があるほどの立法事実はないように思います。（藤原構成員） ・事実の適示による名誉毀損に関しては、事業者が調査能力を持たない以上、困難であることは確かである。これに関しては、通常とは別の手続きが必要となる可能性があるが、むしろ現在、問題となっていた誹謗中傷の内容の多くは、刑事上の侮辱、民事上の名誉感情侵害、論評による名誉毀損といったものであると思われる。これらについては、判例や事例の蓄積があるため、外形的に判断基準を満たすかどうかの判断は可能であり、可及的速やかに対処することが望ましいと考えられるため、まずはこちらに注力してはどうか。（水谷構成員） ・外形的な判断基準からみて削除相当であるものは、速やかに削除されるべき。その上で、異議申し立て等があったときは、別途対応出来ればよいのではないか。（山根構成員）
33	また、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。例えば、プラットフォーム事業者の判断を支援するための環境整備として、公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化することについて、どう考えるか。	・課題が生じた場合も意見交換が可能な場合は組織を無くし円滑な対処に繋がることもあるため、対話できる事が重要。被害者・全部との対話が出来ないとなると、第三者機関と事業者の対話が進む仕掛けがあっても良い（SIA） ・自主的な取組の場合、民間ホットラインは、事業者の利用規約に基づく措置を促すものであり、措置の責任は事業者にあるため、第三者機関での確認への期待は一定程度に留まることが、迅速な通知が実現している。時間の経過とともに被害が拡大することによって鑑みると利点がある（SIA） ・削除要請に一定の法的拘束力・強制力をもたせるとすると、削除要請発出の判断をより慎重に行う必要があるため、確実性が高まる反面、スピードは落ちると予想される（SIA）	・上記のとおり。なお、裁判所とは別の「公平中立な立場」の必要性をあまり感じない。（上沼主査代理） ・PF事業者がどのくらい支援を必要としているかによると思われ、そのニーズは実際にあるのか、あるとしてどのようなサポートが必要と考えているのかの調査が必要ではないか。（清水構成員） ・例えば違法情報該当性に関する専門的な意見照会を行う第三者機関は、モデレーションの適正性を確保するうえでも、重要であると考える。現在のモデレーションの仕組みは、各事業者が判断プロセスを結果的に独占してしまっており、そこに不透明さが生じていることを踏まえて、モデレーションの一部を外局化することは適正性確保の方策として検討すべきである。（水谷構成員） ・削除要請が法的に位置づけられ支援体制が整えば、違法性の判断が迅速に行えるようになるのではないか。（山根構成員）
34	そのほか、かかる公平中立な立場からの要請に対して、その実効性を高めるため、例えば、応答義務を課すことや、要請された投稿を削除した場合の免責を定めることについて、どう考えるか。一方で、要請の実効性を担保する仕組み、要請をする者の判断の確からしさや中立性を担保するための要件や仕組み、要請をする者の運営に関する事項、要請に法的効果を与える場合の根拠など、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考えるか。		・事業者が自らの費用と判断でかかる仕組みを構築することには反対しないが、これを裁判所の判断に換えることには反対する。（上沼主査代理） ・請求を受領したかどうか、受領したとして結果がどうなったのか自体についての回答はいただきたい。それがないと、次の行動に移るかについての判断がしづらい。
35	さらに、削除の仮処分手続について、申立てから発令まで数ヶ月を要することが通例であり、その間に被害が拡大してしまうとの課題が考えられるところ、民事保全手続よりも簡易・迅速な、削除に特化した手続（裁判外紛争解決手続（ADR）等）を創設することについて、どう考えるか。一方で、ADRの制度設計によっては、プラットフォーム事業者が手続に参加しなければ実効性が伴わないとの課題が考えられるが、ADRの有効性について、どう考えるか。	・ADRの創設には大賛成だが、大手の海外事業者の参加は確保していただきたい（音事協） ・ADRIは、判断事例の蓄積を通じた各事業者の判断のブレの縮小にもつながる。裁判手続と比較して簡易迅速な解決が可能と考えられ、前向きな検討をすべき（ヤフー）	・投稿された記事の削除をした場合の免責は、プロ責3条2項があり、新たに設ける必要はない。（清水構成員） ・ADRの利用を法的に義務付けるべきか否かは別として、本分野で有効に機能するADRの育成や利用の普及を支援する施策は積極的に検討を進める価値があるのではないか。（生貝構成員） ・裁判所とは別のADRの必要性を感じない。上記のとおり、事業者は、削除の可否の判断を自ら行える状況であり、それにもかかわらず、裁判所の判断が必要なケースというのはそれなりに争いがあがるケースと予想される。だとすれば、それは裁判所の判断が必要ないケースであると思われる。なお、削除と発信者情報開示請求を同じ手続で行うことが実効的であると考える。（上沼主査代理） ・ADRを創設しても、以下の理由から迅速な判断ができるとは思えない。（清水構成員） -相手方の反論の機会を与える必要がある以上、反論のため一定の準備期間が必要 -反論に対する再反論にも一定の準備期間が必要 -最終的に納得できる結論でなければ、決定が出てでも従わないということになりえる。 -ADRの決定に法的効果を持たせることができないとすれば、従わない場合には裁判手続に移行せざるを得ない。 -特に海外事業者が応じる動機が乏しい ・上記を考慮すれば、最初から裁判手続を選択するのが合理的（清水構成員） ・現在の手続が遅い一つの理由は、裁判所のリソースの問題であり、これを解決するのが本来的な順番である（清水構成員） ・ADRが本当に裁判手続より簡易で迅速になるのか、そのコストを誰が持つのかは考たほうが良いように思います。当事者がADRを利用することに合意しなければADRによる終局的な解決は期待できないところ、外国の事業者を中心にポリシーとして裁判所の判決を求める事業者も多いと想像されますし、有用なADR手続を設計し運営するのはかなり大変だろうと想像しています。むしろ、裁判手続を合理化して、審理の二重化を回避しつつ迅速に判断できる手続を創設するほうが効果的なのではないかという気がします。（藤原構成員） ・通信分野に特化したADRが、トラブルの迅速な解決や被害者の泣き寝入りをおくことに寄与すると期待する面もあるので、議論や調査は継続してほしい。（山根構成員）
36	（３） 行政庁からの削除要請を受けたプラットフォーム事業者の対応の明確化 現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の行政庁からプラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、一定の実効性が認められるところ、かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取るべき対応を明確化することは、更なる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか。	・行政庁からの削除請求に対する対応の義務化は憲法的観点から賛成できない。（上沼主査代理） ・法的義務を課すという前提とすれば、検閲等の問題を生じることから、あくまでも任意の協力を求める形を取らざるえないのではないか。（清水構成員） ・行政庁の申請を特別扱いするのは行政による検閲の権利を作るのと同様になる可能性があるので慎重であるべきように思いますが、現在行政庁の申請の多くが認められているとすれば、それはその内容が適切だからであり、今後どのように整理すれば良いのではないのでしょうか。（藤原構成員）	・行政庁からの削除請求に対する対応の義務化は憲法的観点から賛成できない。（上沼主査代理） ・行政庁からの要請は検閲等の問題を生じさせるため、義務づけや、事実上義務づけるようなことは問題がある。要請を受けた事業者の自主的判斷に委ねる以外にないと考える（清水構成員） ・違法情報に対する行政庁からの削除要請に関しては、もしこれを義務化する場合は、判例上の「検閲」の定義に仮に該当しないとしても、事業者を「検閲代理人」化するリスクが高く、諮問機関の関与など、行政庁（および政府・政治家）側の濫用可能性を低減し、また事後的に要請の適正性を判断可能とするために、その透明性を確保することが強く求められると考えられる。例えば要請内容をきちんとリスト化し、削除要請の濫用がなかったかを事後的に監督する仕組みを設けるべきである。いずれにせよ、こうした手段は、違法情報対策において表現の自由に対するリスクが低い手段を実施してもなお、効果的な状況が見られない場合に、検討されるべきものと考える。例えば、義務化以外にも、トラスティッド・フロッガーとして、行政庁が協力をを行う方向性をより積極的に検討すべきである。（水谷構成員）
37	一方、この要請に応じることをプラットフォーム事業者に義務付けることは、検閲の禁止の規定の趣旨や表現の自由への影響を踏まえると困難であると考えられるが、どうか。さらに、行政庁からの削除要請については、その要請に強制力は伴わないとしても、プラットフォーム事業者に対し何らかの対応を求めるのであれば、さらなる透明性の確保が求められると考えられるが、どうか。そのためには、どのような制度的対応が考えられるか。		

No.	検討アジェンダ	第2回及び第3回WGでのご発表者によるご意見	構成員からのご意見
38	3－3 削除等の判断・実施のフェーズ (1) プラットフォーム事業者による削除等の義務付け プラットフォーム事業者に対して、権利侵害など一定の条件を満たす投稿について削除等の措置を行うことを公法上義務付けることは、この義務を背景として、当該プラットフォーム事業者によって、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど投稿の過度な削除等が行われ表現の自由への著しい萎縮効果をもたらすおそれがあることから、極めて慎重であるべきと考えられるが、どうか。	・削除にあたっては、ユーザーからの削除申請の真偽や表現の自由の観点も含めた総合的な判断が必要となるため、プラットフォーム事業者に削除等を義務付けることは慎重であるべきと考える (LINE)	・公法的な違法情報は本来流通が許されない情報であるから削除を公法的に義務づけることも理論的には考え得る。ただし、判断の誤りについて公法的責任を課すとなると表現の自由への著しい萎縮効果が生じると思われる。(上沼主査代理) ・公法上の義務を持たせるとまでは行きすぎと思われるうえ、投稿等の監視を義務づけることにつながり、事業者に過度な負担を強いることになり、プロバイダ責任制限法の考え方からも齟齬している。(清水構成員) ・義務の重き方によっては過度な削除が行われる可能性がありまずし、事前検閲を義務付ける効果をもつリスクもありますので、慎重に考えるべきと思います。(藤原構成員) ・法的な義務付けはなくとも、違法性が高く誰が見ても悪質なものは、迅速に削除されなければならない。(山根構成員)
39	(2) 裁判外の請求への誠実な対応 プラットフォーム事業者によっては、裁判外での投稿の法的な削除請求に応じないケースもあるところ、裁判外の削除請求や削除要請に関して権利侵害性の有無の真贋を検討などの誠実な対応を行うことをプラットフォーム事業者に求めることは有効と考えられるか。		・情報の流通サービスを業としているのであるから、これに対して誠実な対応を行うことは必要。「被害者」の泣き寝入りは放置されるべきではないが、上記の「第三者機関」や「ADR」などについて、「裁判所では時間がかかるから」という理由に基づく要求は、事業者が誠実な対応を行うことで解決されるケースが多いのではないかと考える。(上沼主査代理) ・真摯な対応をするべきということを要請すること自体は賛成。(清水構成員) ・利用者の安全・安心や、健全な情報社会の発展のために必要な「誠実な対応」をおろそかにする事業者には、厳しく対処すべき。(山根構成員)
40	4. その他 4－1 検討対象となる情報の範囲 受信者の属性や文脈によって評価が変化し、法律上の定義が一義的に定まらない有害情報については、プラットフォーム事業者や発信者、受信者との間の権利義務関係の変動をもたぬ措置や行政からの強制力を伴う削除要請等によって対応することには極めて慎重であるべきであり、まずは、プラットフォーム事業者によるポリシーの策定及びその運用と、それらの透明性・アカウンタビリティの確保を通じた対応の適正性を担保する仕組みによって対応される必要があると考えられるが、どうか。	・有害情報の定義が明らかではない。規制を進めていくのであれば、ステークホルダー全てにとって満足のいくような定義であることを担保すべきである (Google)	・「有害情報」についてはPR事業者の利用規約等で対応しているのが実際であり、それが適切だと思われる。事業者が何を「有害情報」として削除対象にしているかは公表すべきではあるが、それは透明性の対象として含まれている事項と考える。(上沼主査代理) ・違法と評価できない情報の扱いについてはやはり慎重にすべきと思います。どうしても削除すべきと考えられる有害情報があれば、それはやはり違法と評価される場合が多いのではないのでしょうか。(藤原構成員) ・有害情報については、まずはリスクが高いと考えられるものをピックアップして定義したうえで、透明性とアカウンタビリティを高めたうえで、前述したとおり、アーキテクチャやアルゴリズムの介在によるシステムミック・リスクを把握・公表することを検討すべきである。(水谷構成員)
41	4－2 行政の体制や手続 2,や3に記載された事項についてプラットフォーム事業者に対応を求めるに当たって、行政の体制や手続について留意すべき点があるか。		
42	4－3 相談対応の充実 インターネット上の違法・有害情報による被害の救済を図るに当たって、改善すべき現状の課題や留意すべき点はあるか。		・相談者がたらい回しとらないよう、相談機関及びその対象となる相談などの情報の周知についてはより必要と考えられる。(上沼主査代理) ・3/28の会議で、相談体制として電話で話したいという要望があったことを踏まえた対応を検討する必要があるのではないか。(清水構成員) ・情報通信問題に詳しい専門家、相談員の育成、増員は必要。(山根構成員)
43	4－4 発信者情報開示請求 DM (ダイレクトメッセージ) など一対一の通信における侮辱、差別表現、暴力的表現、脅迫により権利侵害が生じた際に、こうした情報の発信者が不明であることを踏まえ、これらの対象についても発信者情報開示請求を可能とすることについて、どうか考えるか。一方で、現行の発信者情報開示制度は、情報が拡散され被害が際限なく拡大するおそれがあることに着目して不特定の者に受信されることを目的とする通信を対象としていることや、仮にそのようにした場合に、開示請求を受けた事業者において、開示の可否を判断するために、公になっていない一対一の通信の内容について確認することとなることについて、どうか考えるか。また、DMなどの機能に断つためには、プラットフォーム事業者の中には、受信する側のアカウントにおいて、受信する範囲を選択することができる機能(例：友達の友達以外の者からのDMは受け取らないように設定可能とする等)を設けるなどの工夫を講じていることについて、どう考えるか。	・DM等の一対一の通信についても開示請求を可能にしていきたい(音事協、Jリーグ) ・憲法において、通信の秘密は個人として生きていく上で必要不可欠な権利として保障されていることほともとより、通信の秘密の保障には、通信の内容だけでなくその存在の秘密が確保されることも含むとされていることから、一対一の通信における発信者情報開示請求を可能とすることについては極めて慎重とすべきである (LINE)	・DMによる中傷についての相談は実際相当数あり、しかもほぼ海外SNSのものであるため、警察が捜査することも事実上不可能なことが多い。そのため、DMについても開示請求ができるよう検討を進めるべき。(清水構成員) ・匿名性に隠れた中傷を許容するべきではない。(清水構成員) ・開示可否の判断に関して、請求者側が提示する通信内容を確認することははやむを得ないものとして許容されるべき。他方で、それ以外の通信内容を調査するということは許されるべきでない。(清水構成員) ・DMに関しては、被害が問題となるという点については理解できるものの、公然性のある表現というよりもやはり通信に該当するものと考えられる。そうである以上、この点に関する発信者情報開示請求は、通信の秘密との抵触も考えればきわめて慎重になるべきと思われる。むしろ、大量に送られてくるDMを被害者がみないで済むような、アーキテクチャの実装を支援することの方が、有効であるように思われる。(水谷構成員)
44	上記のいずれにも該当しない事項	・損害回復が困難な事案や二次的被害の発生が予想されるものについては、プラットフォーム事業者側において優先順位を上げて処理していただきたい (UUUM) ・プラットフォーム事業者の理解のみならず、インターネットの利用者に向けた注意喚起や意識啓蒙等の情報発信も重要。インターネット上の違法・有害情報による被害の全体数を減らすことにも積極的に取り組んでいただきたい (UUUM) ・違法性・権利侵害性がない投稿についてポリシーで定める場合、参照可能な裁判例が乏しく紛争解決の予見可能性が乏しいものとなる。実体法の改正、事業者の免責規定の拡充といった選択肢も排除せず検討すべき (ヤフー)	・違法情報のうち、権利侵害情報と並行して、主に「2. 透明性・アカウンタビリティの確保方策の在り方」の記載事項に関して、法令違反情報の位置付けを検討する必要があるのではないか。(生良構成員) ・SNSネイティブと言われる若い世代をはじめ全世代の文化形成で大きな影響がある政策分野だと感じます。幅広いステークホルダーや国民から意見を広く聞きながら、適切なバランスでの慎重なルールメイキングが必要だと思います。(伊藤構成員)